

第2期
沼津市子どもの貧困対策推進計画

すべての子どもが夢と希望をもって
健やかに成長するために

沼津市
令和6年3月



はじめに

本市は、令和5年に市制施行100周年を迎え、次の100年に向け、スタートを切りました。これからの100年を支えるのは、今の子どもたちとこれから生まれてくる子どもたちです。本市の未来をつくる希望であり、一番の宝である子どもたちが、この沼津で、愛され、安心して、心豊かに成長することは、市民すべての願いであり、その環境を整え守ることが私たち大人世代の責任であります。

厚生労働省の最新の「国民生活基礎調査」によりますと、我が国の子どもの貧困率は11.5%と、約8.7人に1人の子どもが、平均的な所得の半分以下の世帯で暮らす状況となっております。近年、子どもを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大や、不安定な世界情勢に伴う物価高騰などの社会不安や経済的影響により大きく変化しています。今後もそのような社会不安などが起こるたびに、子どもの貧困がより深刻化することが懸念されます。

本市では、そのように厳しい状況下にいる子どもたちをきめ細かく、かつ切れ目なく支え、将来にわたる貧困の連鎖を断ち切れるよう、「第2期沼津市子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念は、前計画を踏襲し、「すべての子どもが夢と希望をもって健やかに成長するために」としております。

本市の未来を担うすべての子どもたちが、自由に様々な将来の展望を描き、その生まれ育った環境によって左右されることなく成長することができる社会の実現を目指しております。

本計画により、子どもの貧困対策を総合的に推進して参りますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協力をいただきました、沼津市子どもの貧困対策に関する計画策定委員会の皆様をはじめ、調査実施にご協力いただきました皆様や、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和6年3月

沼津市長 頼重 秀一

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 沼津市の現状と課題	3
1. 統計資料から見られる現状	3
(1) 人口・子どもの数・ひとり親世帯の推移	3
(2) 高校進学率、大学進学率の推移	4
(3) 生活保護世帯の推移	4
2. 本市の状況（実態調査の主な結果等）	5
(1) 生活実態調査	5
(2) 資源量把握調査	31
3. 課題の整理	41
第3章 計画の基本方針	43
1. 沼津市における取組の理念と方針	43
(1) 基本理念	43
(2) 施策の方針	44
(3) SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進	45
2. 計画の体系	46
3. 子どもの貧困対策に関する指標の管理と目指す方向	47
4. ライフステージから見た施策	48
第4章 施策の推進	49
1. 教育の支援	49
(1) 学校における総合的な子どもの貧困対策の展開	49
(2) 貧困による教育機会の減少を防ぐための乳幼児への支援	49
(3) 大学等進学に対する教育機会の提供	50
(4) 生活困窮世帯等への学習支援	50
2. 生活の支援	51
(1) 保護者の生活支援	51
(2) 子どもの生活支援	53
3. 保護者の就労支援	54
(1) 保護者の就労支援	54
(2) 保護者の就労機会の確保	55
4. 経済的支援	56
(1) 児童手当等	56
(2) 生活困窮世帯への支援	56
(3) 養育費の確保に関する支援	57

(4) 医療費の支援	57
5. 支援ネットワークの推進・活用	58
(1) 相談窓口	58
(2) 連携体制の推進と活用	60
第5章 計画の推進	61
1. 計画の推進体制と役割	61
(1) 行政の役割	61
(2) 市民・地域や関係団体の役割	62
2. 各種支援制度の周知	62
3. 計画の進捗管理と計画の見直し	62
資料編	63
1. 沼津市子どもの貧困対策に関する計画策定委員会設置要綱	63
2. 沼津市子どもの貧困対策に関する計画策定委員会委員名簿	64

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、子どもの貧困対策を包括的に推進するため、平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。そして、令和元（2019）年の6月にはこの法律が改正され、基本理念として子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景には親の失業・低所得、教育格差など様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村に対して子どもの貧困対策計画を策定する努力義務が規定されました。

厚生労働省が令和5（2023）年7月に公表した最新の国民生活基礎調査によると、いわゆる「子どもの貧困率」※は11.5%となり、前回調査（平成30（2018））の14.0%から改善されました。この「貧困」は、生活水準が毎日の衣食住に事欠くレベルの「絶対的貧困」ではなく、生活はできるものの経済的に苦しい状態である、「相対的貧困」を指しています。

相対的貧困にある子どもたちは、医療や学習、進学のお機会が与えられないため、子ども時代の格差が将来的な経済的格差につながり、次の世代もまた同じ状況に陥るといふ、「貧困の連鎖」まさに負のスパイラルが生じることになります。

そのため、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困の状況にある子どもの環境を整備し、生活、教育、就労等を総合的に支援することが喫緊の課題となっています。

この課題を解決するため、わが国においては、これまでの取組をさらに強化し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、令和元（2019）年11月に「子供の貧困対策に関する大綱」を改訂し、静岡県もこれを踏まえて、新たな「静岡県子どもの貧困対策計画」を策定しました。

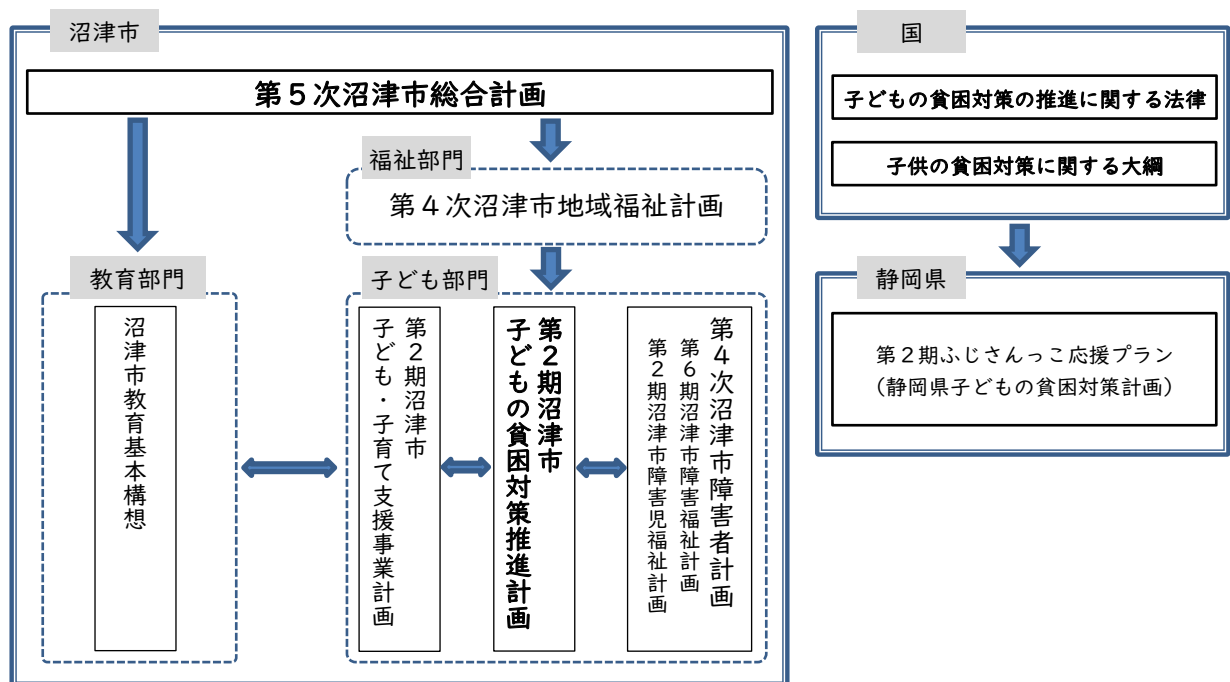
本市においても、平成31（2019）年3月策定の「沼津市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、実施した事業の検証を行い、今後、切れ目のない、より実効性のある対策を講じ、困難を抱えている子どもたちに必要な支援が確実に届く取組を推進するため、「第2期沼津市子どもの貧困対策推進計画」を策定します。

※子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない子どもの割合のこと。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえつつ、本市が子どもの貧困対策について定める任意計画として策定するものです。

また、「第5次沼津市総合計画」を上位計画として「第4次沼津市地域福祉計画」「第2期沼津市子ども・子育て支援事業計画」「第4次沼津市障害者計画（第6期沼津市障害福祉計画・第2期沼津市障害児福祉計画）」「沼津市教育基本構想」等の関連する計画との整合性を図り、策定するものです。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

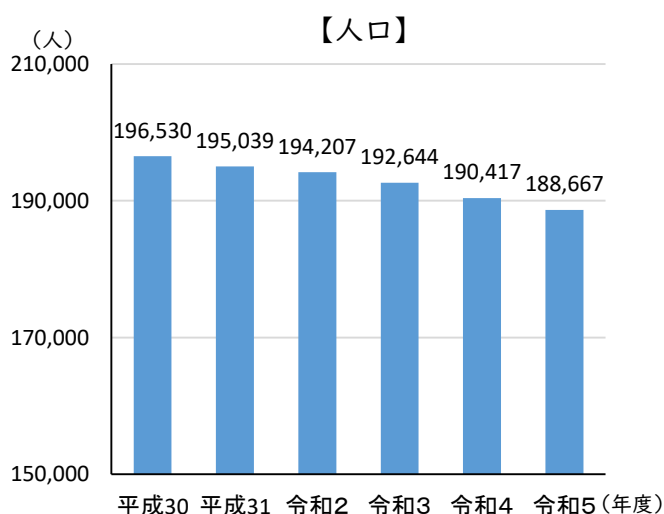
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度
基礎調査	●					●	
統計資料整理		●					●
資源量把握		●					●
計画策定		●					●
計画実施			→				
計画評価			→				

第2章 沼津市の現状と課題

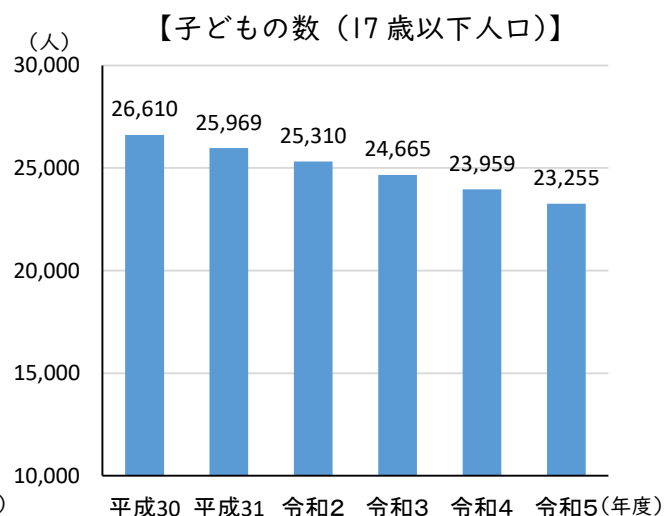
1. 統計資料から見られる現状

(1) 人口・子どもの数・ひとり親世帯の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、令和5（2023）年現在では188,667人となっています。また、17歳以下の子どもの数も同様に減少し続けており、令和5（2023）年現在で23,255人となっています。

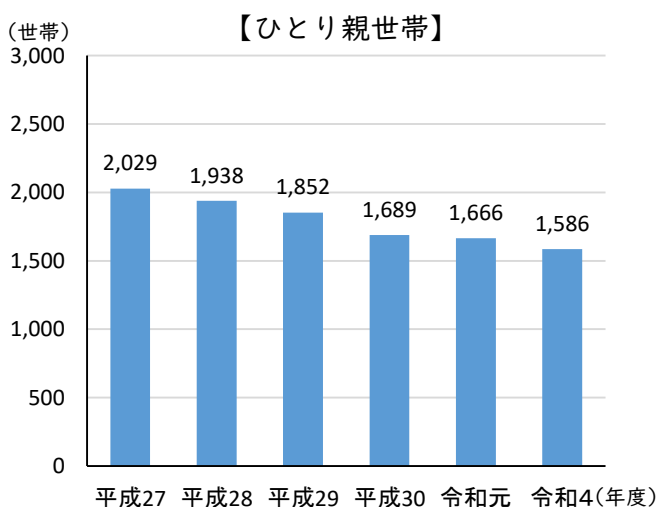


資料：沼津市統計書（4月1日現在）



資料：沼津市統計書（4月1日現在）

ひとり親世帯については減少傾向で推移しています。



資料：母子・父子家庭調査（3月1日現在）

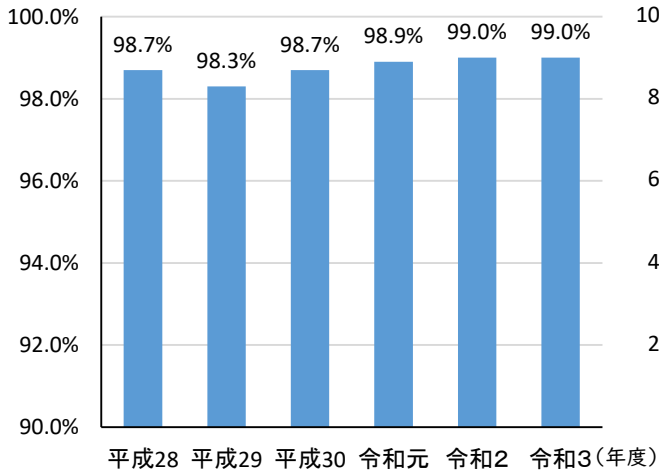
※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため調査未実施



(2) 高校進学率、大学進学率の推移

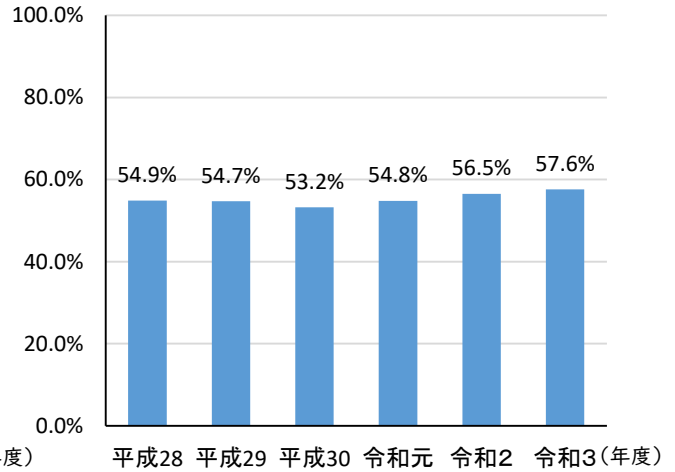
本市の高校進学率は99%を超えており、ほとんどの市民が高校に進学していると言えます。また、大学進学率は令和3（2021）年現在で57.6%となっています。

【高校進学率（全世帯）】



資料：静岡県学校基本統計（3月31日現在）

【大学進学率（全世帯）】

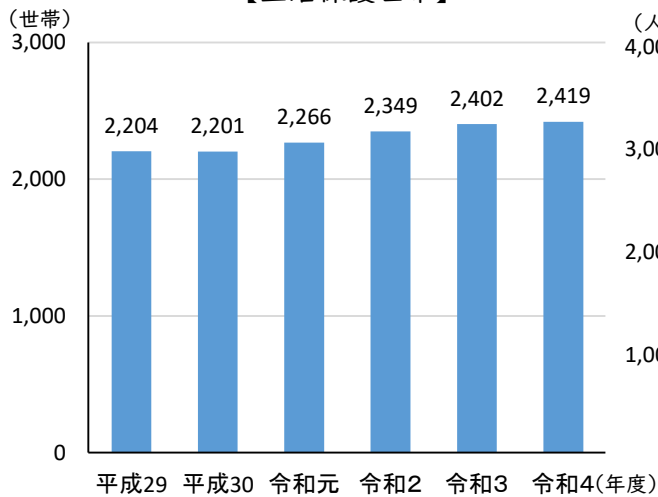


資料：静岡県学校基本統計（3月31日現在）

(3) 生活保護世帯の推移

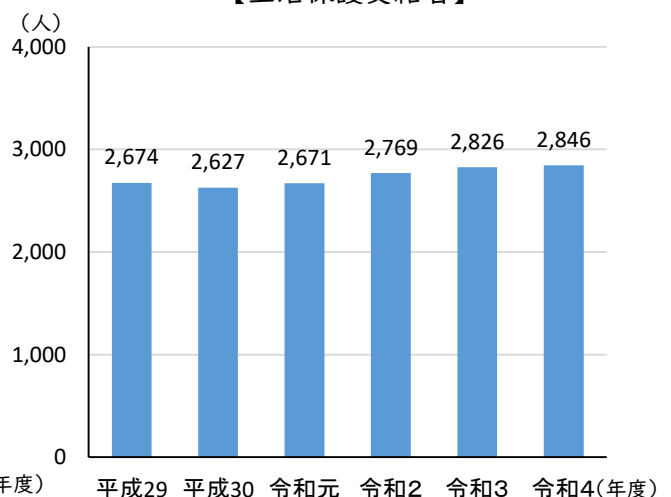
生活保護を受給している世帯は約2,400世帯、受給者数は約2,800人で推移しています。

【生活保護世帯】



資料：沼津市統計書（3月31日現在）

【生活保護受給者】



資料：沼津市統計書（3月31日現在）

2. 本市の状況（実態調査の主な結果等）

（1）生活実態調査

【調査の目的】

本市では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「沼津市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」の4つの重点施策と、それらをつなげる「支援ネットワークの推進・活用」を含めた5つの施策を柱として、子育てしやすい環境づくりや子どもたちの健やかな成長のため子育て支援施策の充実に取り組んできました。

引き続き、これらの施策を総合的に推進するにあたり、より効果的な支援のあり方について検討するため、本調査を実施しました。主な調査項目は、市内の子どもの生活状況や貧困実態を把握すること、支援制度の利用状況と問題点に関わるものとなっています。

【調査の概要】

- ・調査対象：市内の小学5年生・中学2年生の児童・生徒及びその保護者
- ・調査時期：令和4年9月2日～9月22日
- ・調査方法：学校にて配布・回収
- ・回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
小学5年生	1,255	1,197	95.4%
小学5年生 保護者	1,255	1,197	95.4%
中学2年生	1,465	1,340	91.5%
中学2年生 保護者	1,465	1,340	91.5%
計	5,440	5,074	93.3%

【調査の内容】

<保護者>

- ①世帯の状況
- ②子どもの生活環境・社会環境
- ③子どもの学習環境
- ④保護者の生活環境・子育て環境
- ⑤市の支援制度の利用・認知、ニーズ

<児童・生徒>

- ①生活環境・生活状況
- ②人間関係について
- ③学校生活・将来への希望
- ④自己肯定感等
- ⑤サービス等へのニーズ

【調査結果を読むにあたって】

■本報告書を読む際の注意点 ※各アンケート共通

- ・ 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、比率の合計が100%にならないことがあります。
- ・ 基準とする実数は、図表中に（n=）として記載しました。比率はこの基数を100%として算出しています。
- ・ 質問の選択肢から複数の回答を認めている場合、比率の合計は100%を超えます。
- ・ 文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化しています。

■「子どもの貧困世帯」の定義

本計画策定のために実施した「沼津市子育て世帯の生活実態調査」では、「子どもの貧困世帯」に該当する世帯と主な設問をクロス集計して分析しています。

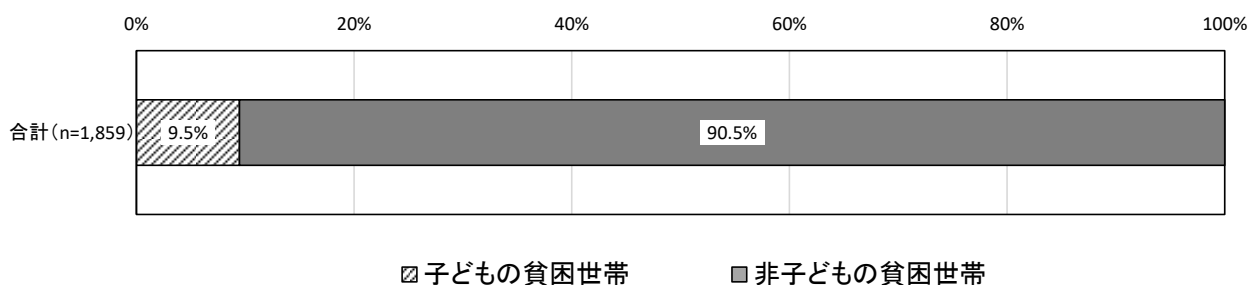
厚生労働省では、「子どもの貧困率」を「17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合」と定義しています。

貧困線とは、世帯全員に占める、等価可処分所得（世帯収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる「手取り収入」を、世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。令和5（2023）年7月に公表した最新の国民生活基礎調査では、貧困線は127万円でした。

本調査については、世帯の児童数をもとに等価可処分所得を算出し、127万円未満の世帯を「子どもの貧困世帯」、127万円以上の世帯を「非子どもの貧困世帯」としました。

なお、等価可処分所得を算出できなかった678世帯については、全体の集計には含まれますが、「子どもの貧困世帯」「非子どもの貧困世帯」の集計には含まれません。

【沼津市の子どもの貧困率】

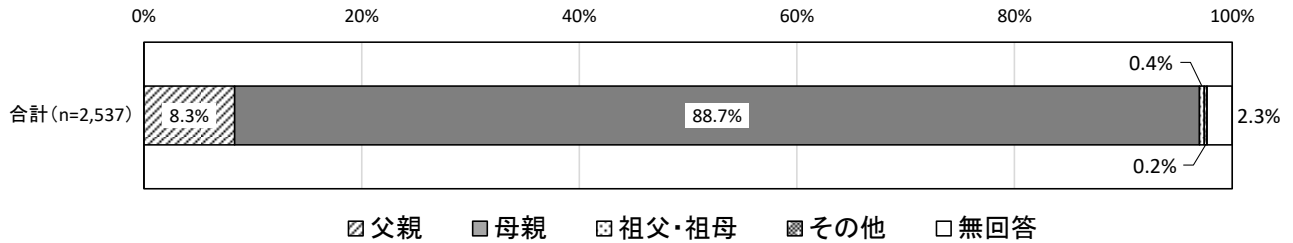


沼津市の子どもの貧困率は9.5%となり、
前計画時（10.0%）より改善されています。

【調査結果（保護者）】

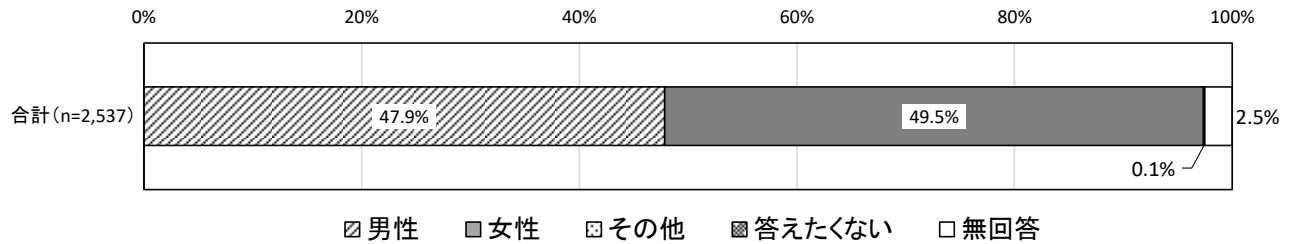
①回答者の属性

【回答者の続柄】



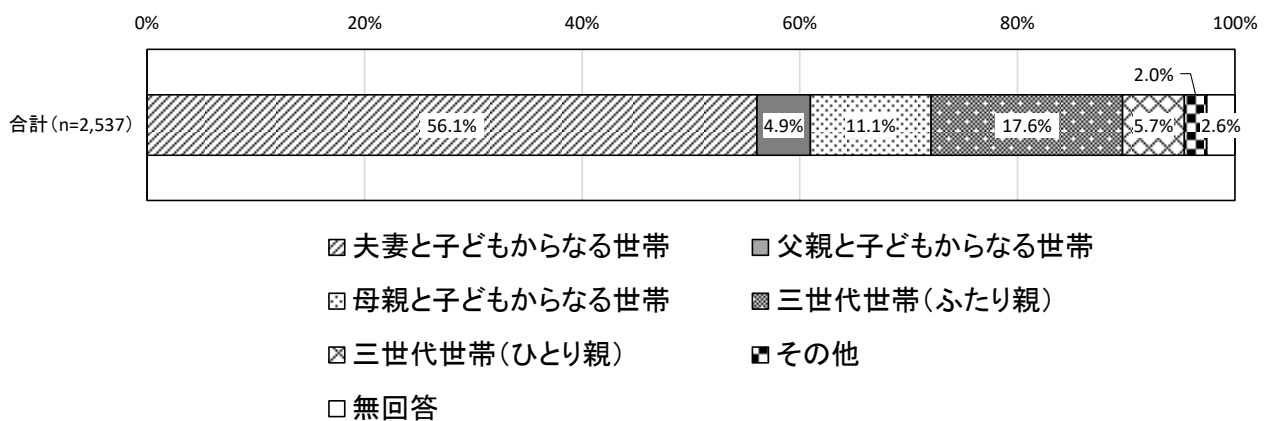
回答者の続柄については、「母親」(88.7%)が最も多く、次いで「父親」(8.3%)となっています。

【お子さんの性別】

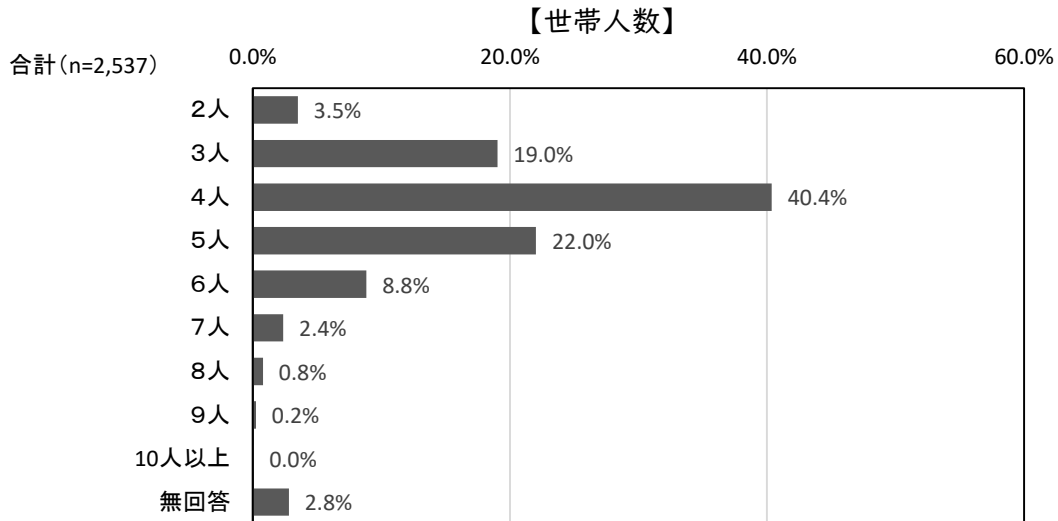


お子さんの性別については、「男性」が47.9%、「女性」が49.5%、「答えたくない」が0.1%となっています。

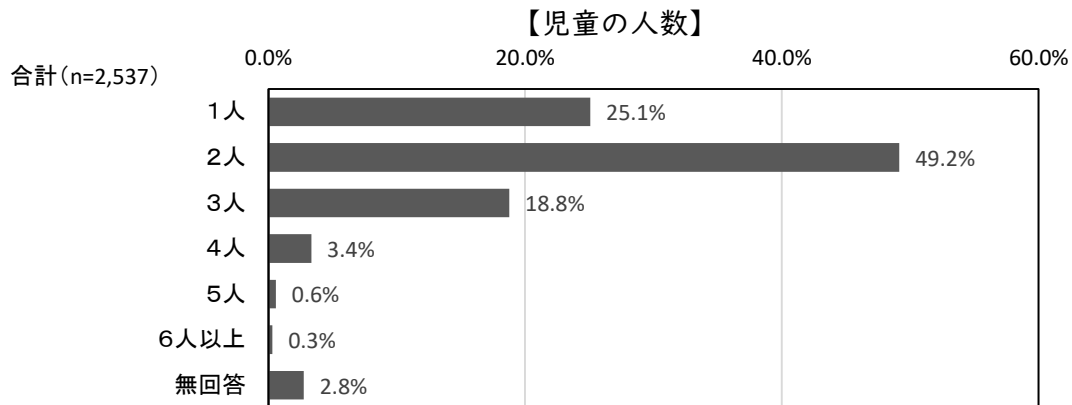
【世帯構成】



世帯構成については、「夫妻と子どもからなる世帯」(56.1%)が最も多く、次いで「三世帯世帯(ふたり親)」(17.6%)、「母親と子どもからなる世帯」(11.1%)の順となっています。



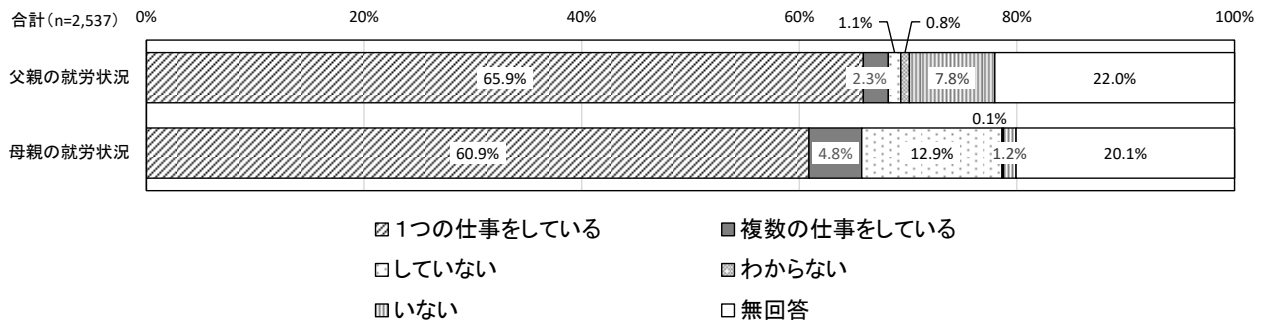
世帯人数については、「4人」(40.4%)が最も多く、次いで「5人」(22.0%)、「3人」(19.0%)、「6人」(8.8%)の順となっています。



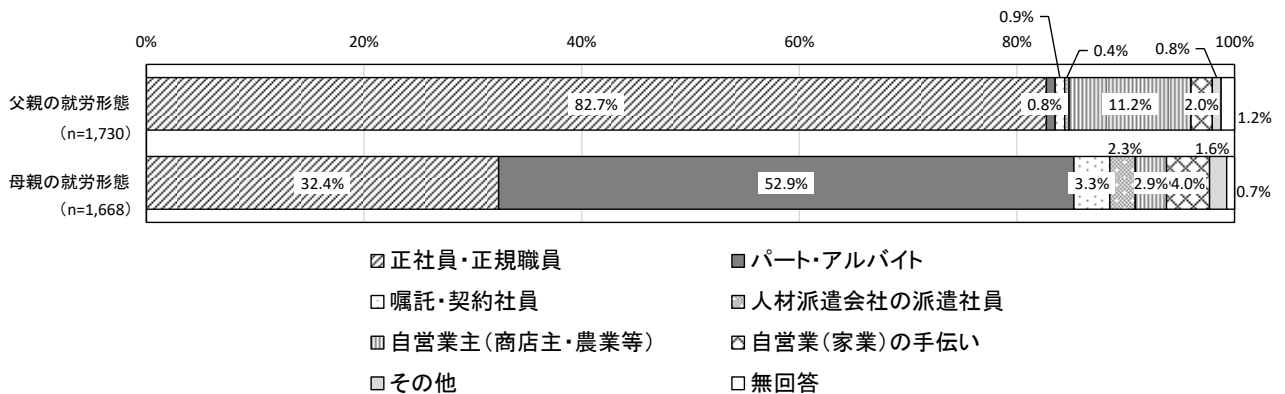
児童の人数については、「2人」(49.2%)が最も多く、次いで「1人」(25.1%)、「3人」(18.8%)の順となっています。

②両親の収入等

【両親の就労状況と就業形態】



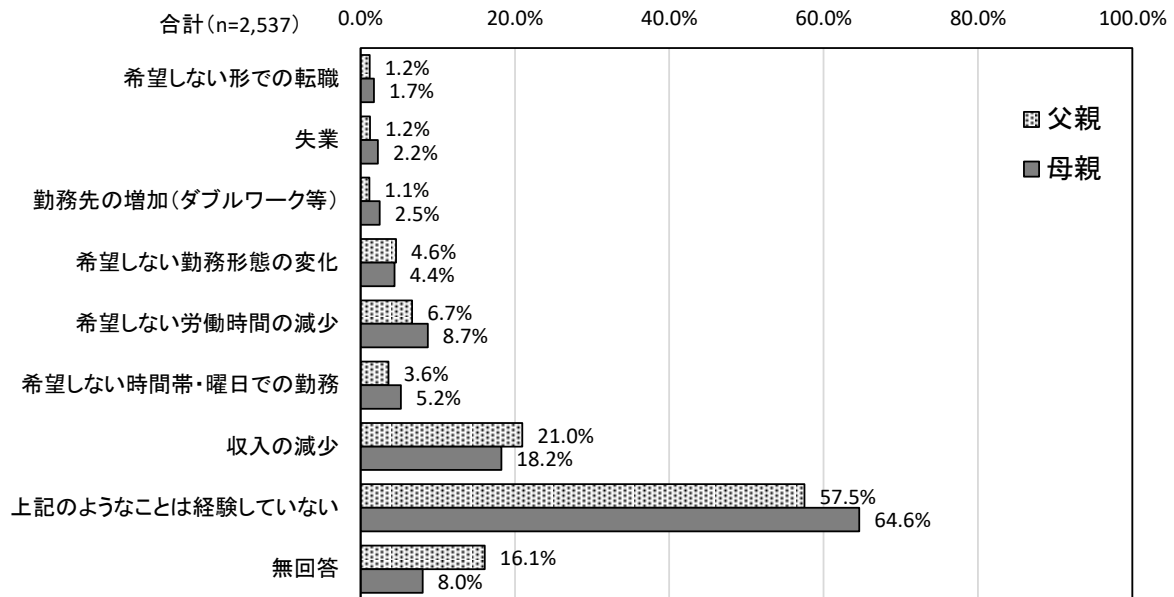
父親の就労状況については、「1つの仕事をしている」(65.9%)が最も多く、次いで「いない」(7.8%)となっています。また、母親の就労状況については、「1つの仕事をしている」(60.9%)が最も多く、次いで「していない」(12.9%)、「複数の仕事をしている」(4.8%)の順となっています。



父親の就業形態については、「正社員・正規職員」(82.7%)が最も多く、次いで「自営業(店主・農業等)」(11.2%)となっています。また、母親の就業形態については、「パート・アルバイト」(52.9%)が最も多く、次いで「正社員・正規職員」(32.4%)、「自営業(家業)の手伝い」(4.0%)の順となっています。

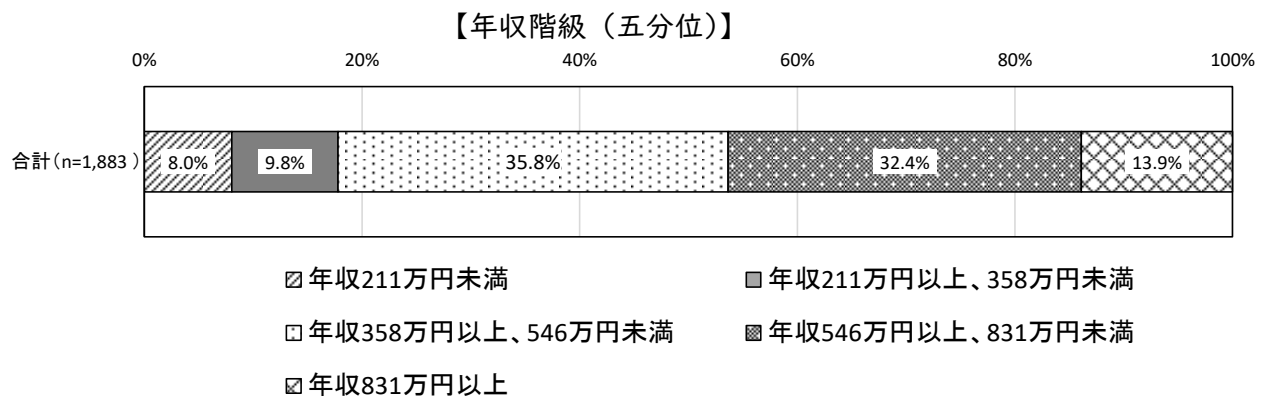
③新型コロナウイルス感染症拡大の影響

【新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各種経験の有無】



父親・母親とも「上記のようなことは経験していない」(57.5%)・(64.6%)が最も多く、次いで収入の減少(21.0%)・(18.2%)、希望しない労働時間の減少(6.7%)・(8.7%)の順となっています。

④年収階級（五分位）

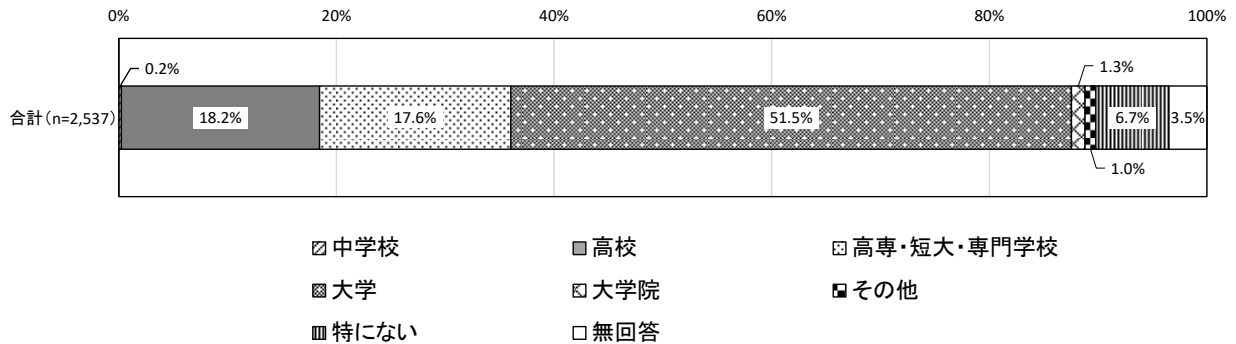


年収階級（五分位）[※]については、「年収358万円以上、546万円未満（第3五分位）」(35.8%)が最も多く、次いで「年収546万円以上、831万円未満（第4五分位）」(32.4%)、「年収831万円以上（第5五分位）」(13.9%)の順となっています。

※本調査では、所得五分位階級で世帯収入を年収階級別に整理しました。所得五分位階級とは、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第1・第2・第3・第4及び第5五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）とするものです。五分位境界値は、厚生労働省「2021年国民生活基礎調査」に基づきました。

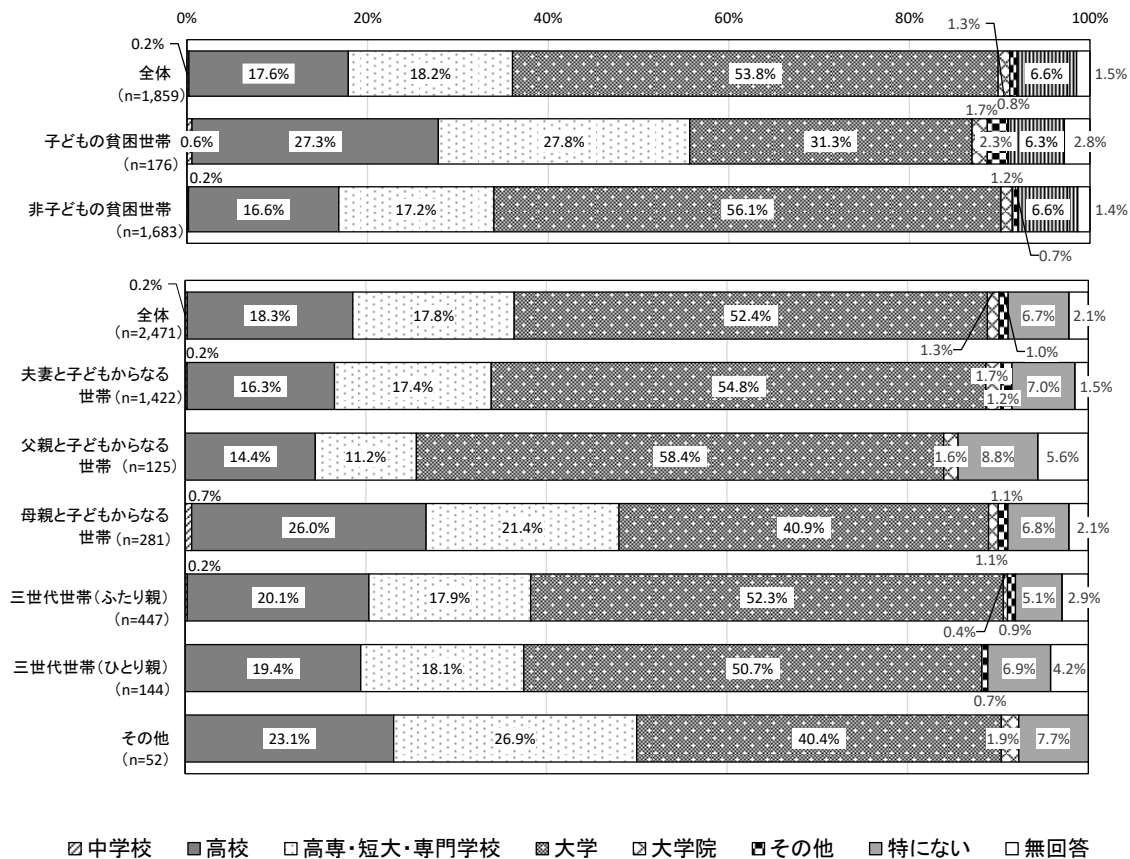
⑤子どもの学習環境等について

【親の子どもに対する進学先希望】



親の子どもに対する進学先希望については、「大学」(51.5%)が最も多く、次いで「高校」(18.2%)、「高専・短大・専門学校」(17.6%)の順となっています。

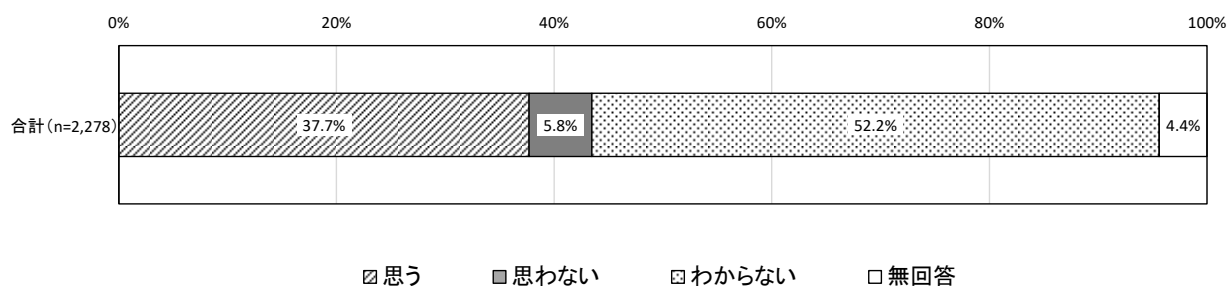
【親の子どもに対する進学先希望（子どもの貧困別、世帯構成別）】



【子どもの貧困別】で見ると、「子どもの貧困世帯」は、「大学」(31.3%)が全体より少なくなっています。

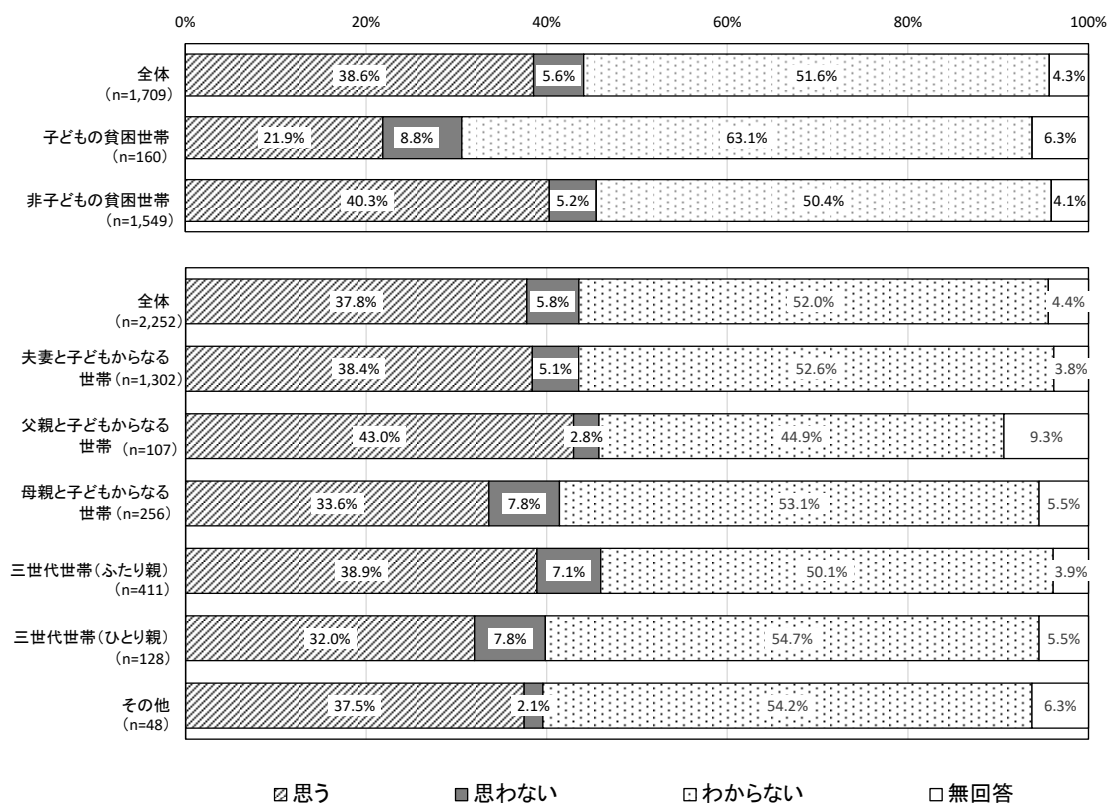
【世帯構成別】で見ると、「母親と子どもからなる世帯」は、「大学」(40.9%)が全体より比較的少なくなっています。

【進学先の希望が叶うか】



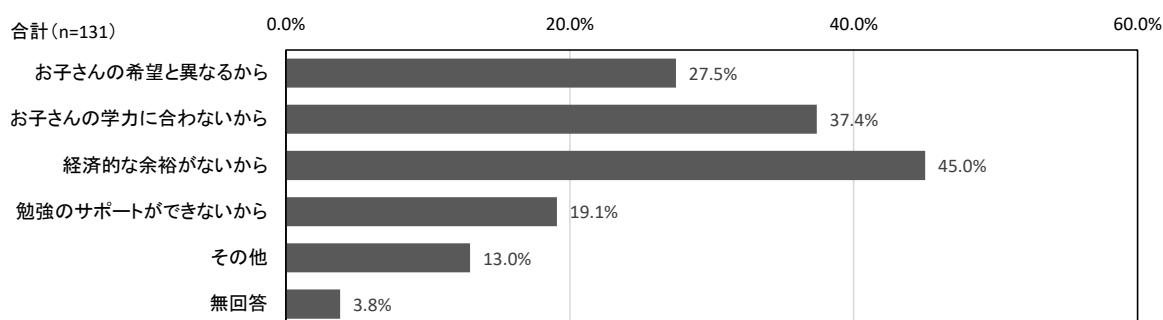
進学先希望が叶うかについては、「わからない」(52.2%)が最も多く、次いで「思う」(37.7%)となっています。

【進学先の希望が叶うか (子どもの貧困別、世帯構成別)】



【子どもの貧困別】で見ると、“子どもの貧困世帯”は、「思う」(21.9%)が全体より少なくなっています。
【世帯構成別】で見ると、全体より大きく違いのある項目はありませんでした。

【進学先の希望が叶わない理由】



進学先希望が叶わない理由については、「経済的な余裕がないから」（45.0%）が最も多く、次いで「お父さんの学力に合わないから」（37.4%）、「お父さんの希望と異なるから」（27.5%）、「勉強のサポートができないから」（19.1%）の順となっています。

【進学先の希望が叶わない理由（子どもの貧困別、世帯構成別）】

	調査数	お父さんの希望と異なるから	お父さんの学力に合わないから	経済的な余裕がないから	勉強のサポートができないから	その他	無回答
全体	95	30.5%	38.9%	42.1%	14.7%	14.7%	2.1%
子どもの貧困世帯	14	14.3%	42.9%	64.3%	21.4%	21.4%	0.0%
非子どもの貧困世帯	81	33.3%	38.3%	38.3%	13.6%	13.6%	2.5%

【子どもの貧困別】でみると、「子どもの貧困世帯」は、「経済的な余裕がないから」（64.3%）が全体より多くなっており、「お父さんの希望と異なるから」（14.3%）が全体より少なくなっています。

	調査数	お父さんの希望と異なるから	お父さんの学力に合わないから	経済的な余裕がないから	勉強のサポートができないから	その他	無回答
全体	130	26.9%	37.7%	45.4%	19.2%	13.1%	3.8%
夫妻と子どもからなる世帯	67	38.8%	43.3%	40.3%	14.9%	9.0%	3.0%
父親と子どもからなる世帯	3	33.3%	100.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
母親と子どもからなる世帯	20	5.0%	30.0%	70.0%	40.0%	20.0%	0.0%
三世帯世帯（ふたり親）	29	24.1%	24.1%	31.0%	17.2%	24.1%	6.9%
三世帯世帯（ひとり親）	10	0.0%	40.0%	70.0%	10.0%	0.0%	10.0%
その他	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

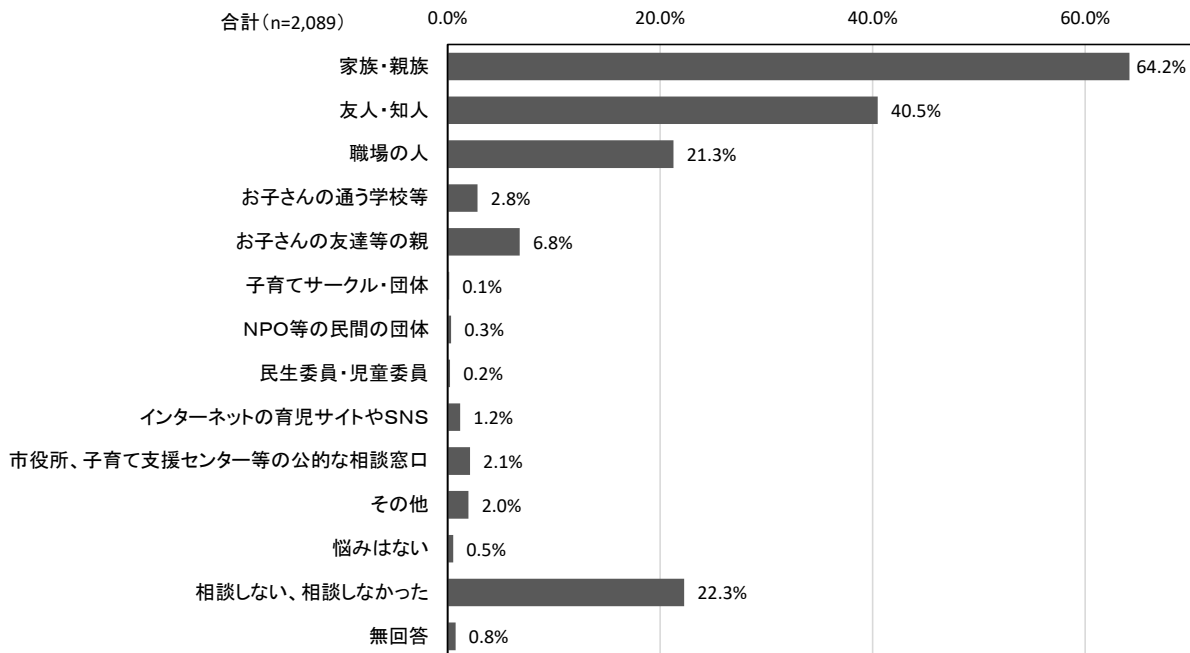
【世帯構成別】でみると、「夫妻と子どもからなる世帯」は、「お父さんの希望と異なるから」（38.8%）が全体より多くなっています。「母親と子どもからなる世帯」は、「経済的な余裕がないから」（70.0%）、「勉強のサポートができないから」（40.0%）が全体より多くなっており、「お父さんの希望と異なるから」（5.0%）が全体より少なくなっています。

	調査数	生活費	子どもの 養育費	仕事	住宅	健康
全体	2,471	42.8%	49.0%	30.2%	14.2%	32.9%
夫妻と子どもからなる世帯	1,422	39.0%	46.6%	28.0%	12.7%	33.3%
父親と子どもからなる世帯	125	44.8%	42.4%	32.0%	15.2%	30.4%
母親と子どもからなる世帯	281	57.7%	57.3%	39.5%	22.1%	32.7%
三世帯世帯(ふたり親)	447	40.0%	49.4%	28.6%	13.0%	32.4%
三世帯世帯(ひとり親)	144	52.1%	59.7%	34.7%	13.9%	29.9%
その他	52	57.7%	51.9%	38.5%	21.2%	40.4%

	対人関係	自身の老後	家族	その他	特にない	無回答
全体	11.4%	36.5%	26.0%	4.3%	15.3%	1.5%
夫妻と子どもからなる世帯	10.5%	35.9%	25.2%	4.6%	16.5%	1.5%
父親と子どもからなる世帯	11.2%	35.2%	20.0%	8.0%	15.2%	0.8%
母親と子どもからなる世帯	15.7%	43.4%	26.0%	3.2%	10.0%	1.1%
三世帯世帯(ふたり親)	11.6%	31.5%	32.0%	3.8%	16.6%	2.2%
三世帯世帯(ひとり親)	10.4%	43.8%	22.2%	2.1%	9.7%	2.1%
その他	11.5%	44.2%	21.2%	1.9%	17.3%	0.0%

【世帯構成別】でみると、「母親と子どもからなる世帯」は、「生活費」(57.7%)が全体より多くなっています。「三世帯世帯(ひとり親)」は、「子どもの養育費」(59.7%)が全体より多くなっています。

【生活の悩みの相談相手】



生活の悩みを相談する相手については、「家族・親族」(64.2%)が最も多く、次いで「友人・知人」(40.5%)、「相談しない、相談しなかった」(22.3%)、「職場の人」(21.3%)の順となっています。

【生活の悩みの相談相手（子どもの貧困別、世帯構成別）】

	調査数	家族・親族	友人・知人	職場の人	お子さんの通う学校等
全体	1,578	65.0%	42.2%	21.7%	2.9%
子どもの貧困世帯	170	52.9%	43.5%	16.5%	1.8%
非子どもの貧困世帯	1,408	66.4%	42.0%	22.3%	3.1%

	お子さんの友達等の親	子育てサークル・団体	NPO等の民間の団体	民生委員・児童委員	インターネットの育児サイトやSNS*
全体	6.8%	0.2%	0.3%	0.1%	1.2%
子どもの貧困世帯	4.1%	0.0%	1.2%	0.6%	0.6%
非子どもの貧困世帯	7.1%	0.2%	0.1%	0.1%	1.3%

	市役所、子育て支援センター等の公的な相談窓口	その他	悩みはない	相談しない、相談しなかった	無回答
全体	1.8%	2.1%	0.6%	21.8%	0.3%
子どもの貧困世帯	2.9%	2.4%	0.0%	29.4%	0.0%
非子どもの貧困世帯	1.6%	2.1%	0.7%	20.9%	0.4%

【子どもの貧困別】で見ると、“子どもの貧困世帯”は、「家族・親族」(52.9%)が全体より少なくなっています。



*SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトのサービスのこと。

	調査数	家族・親族	友人・知人	職場の人	お子さんの通う学校等
全体	2,060	64.2%	40.4%	21.3%	2.9%
夫妻と子どもからなる世帯	1,170	68.8%	39.1%	21.6%	3.2%
父親と子どもからなる世帯	105	56.2%	36.2%	19.0%	1.9%
母親と子どもからなる世帯	250	48.0%	40.0%	19.2%	3.6%
三世代世帯(ふたり親)	365	68.5%	45.8%	22.5%	1.9%
三世代世帯(ひとり親)	127	52.8%	41.7%	24.4%	2.4%
その他	43	51.2%	37.2%	9.3%	0.0%

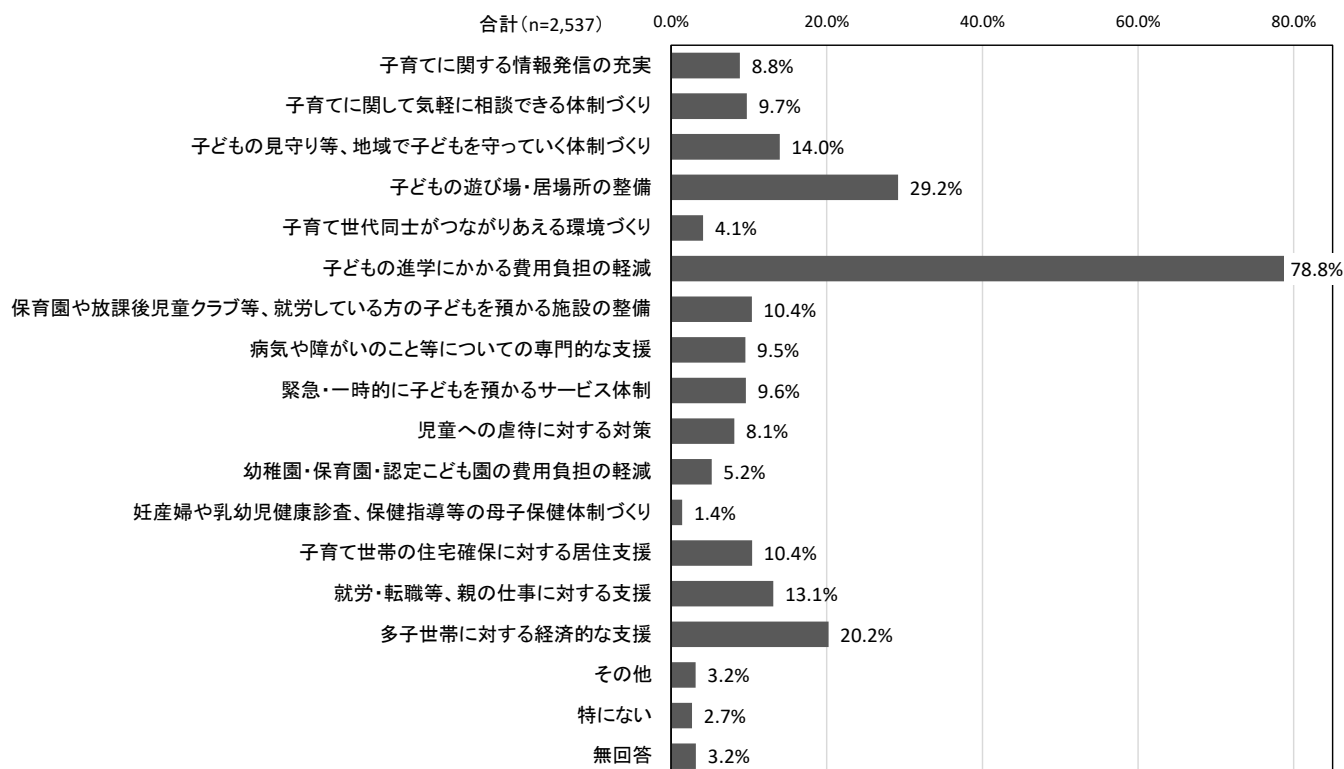
	お子さんの友達等の親	子育てサークル・団体	NPO等の民間の団体	民生委員・児童委員	インターネットの育児サイトやSNS
全体	6.9%	0.1%	0.3%	0.2%	1.2%
夫妻と子どもからなる世帯	7.2%	0.3%	0.4%	0.2%	1.1%
父親と子どもからなる世帯	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
母親と子どもからなる世帯	6.0%	0.0%	0.8%	1.2%	0.0%
三世代世帯(ふたり親)	9.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
三世代世帯(ひとり親)	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
その他	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%

	市役所、子育て支援センター等の公的な相談窓口	その他	悩みはない	相談しない、相談しなかった	無回答
全体	2.1%	2.0%	0.5%	22.3%	0.8%
夫妻と子どもからなる世帯	1.8%	1.7%	0.6%	20.0%	0.5%
父親と子どもからなる世帯	2.9%	1.9%	0.0%	25.7%	1.9%
母親と子どもからなる世帯	4.0%	3.2%	0.4%	32.8%	0.8%
三世代世帯(ふたり親)	1.1%	1.9%	0.3%	18.1%	1.4%
三世代世帯(ひとり親)	1.6%	3.1%	1.6%	26.8%	0.8%
その他	9.3%	0.0%	0.0%	39.5%	0.0%

【世帯構成別】でみると、“母親と子どもからなる世帯”は、「相談しない、相談しなかった」(32.8%)が全体より多くなっており、「家族・親族」(48.0%)が全体より少なくなっています。“三世代世帯(ひとり親)”は、「家族・親族」(52.8%)が全体より少なくなっています。

⑦保護者の子育て環境について

【重要な子育て支援】



重要な子育て支援については、「子どもの進学にかかる費用負担の軽減」(78.8%)が最も多く、次いで「子どもの遊び場・居場所の整備」(29.2%)、「多子世帯に対する経済的な支援」(20.2%)の順となっています。



【重要な子育て支援（子どもの貧困別、世帯構成別）】

	調査数	子育てに関する情報発信の充実	子育てに関して気軽に相談できる体制づくり	子どもの見守り等、地域で子どもを守っていく体制づくり	子どもの遊び場・居場所の整備	子育て世代同士がつながりあえる環境づくり
全体	1,859	9.0%	10.5%	14.6%	30.2%	4.2%
子どもの貧困世帯	176	5.1%	10.8%	10.2%	24.4%	3.4%
非子どもの貧困世帯	1,683	9.4%	10.5%	15.0%	30.8%	4.3%

	子どもの進学にかかる費用負担の軽減	保育園や放課後児童クラブ等、就労している方の子どもを預かる施設の整備	病気や障がいのこと等についての専門的な支援	緊急・一時的に子どもを預かるサービス体制	児童への虐待に対する対策	幼稚園・保育園・認定こども園の費用負担の軽減
全体	80.9%	11.4%	10.3%	10.4%	8.5%	5.5%
子どもの貧困世帯	83.0%	9.7%	9.7%	10.2%	9.1%	9.7%
非子どもの貧困世帯	80.7%	11.6%	10.4%	10.4%	8.4%	5.1%

	妊産婦や乳幼児健康診査、保健指導等の母子保健体制づくり	子育て世帯の住宅確保に対する居住支援	就労・転職等、親の仕事に対する支援	多子世帯に対する経済的な支援	その他	特になし
全体	1.4%	10.5%	14.1%	21.1%	3.6%	2.7%
子どもの貧困世帯	1.7%	26.7%	26.1%	29.0%	5.7%	0.6%
非子どもの貧困世帯	1.4%	8.9%	12.8%	20.3%	3.3%	3.0%

	無回答
全体	0.6%
子どもの貧困世帯	1.1%
非子どもの貧困世帯	0.6%

【子どもの貧困別】でみると、「子どもの貧困世帯」は、「子育て世帯の住宅確保に対する居住支援」（26.7%）、「就労・転職等、親の仕事に対する支援」（26.1%）が全体より多くなっています。

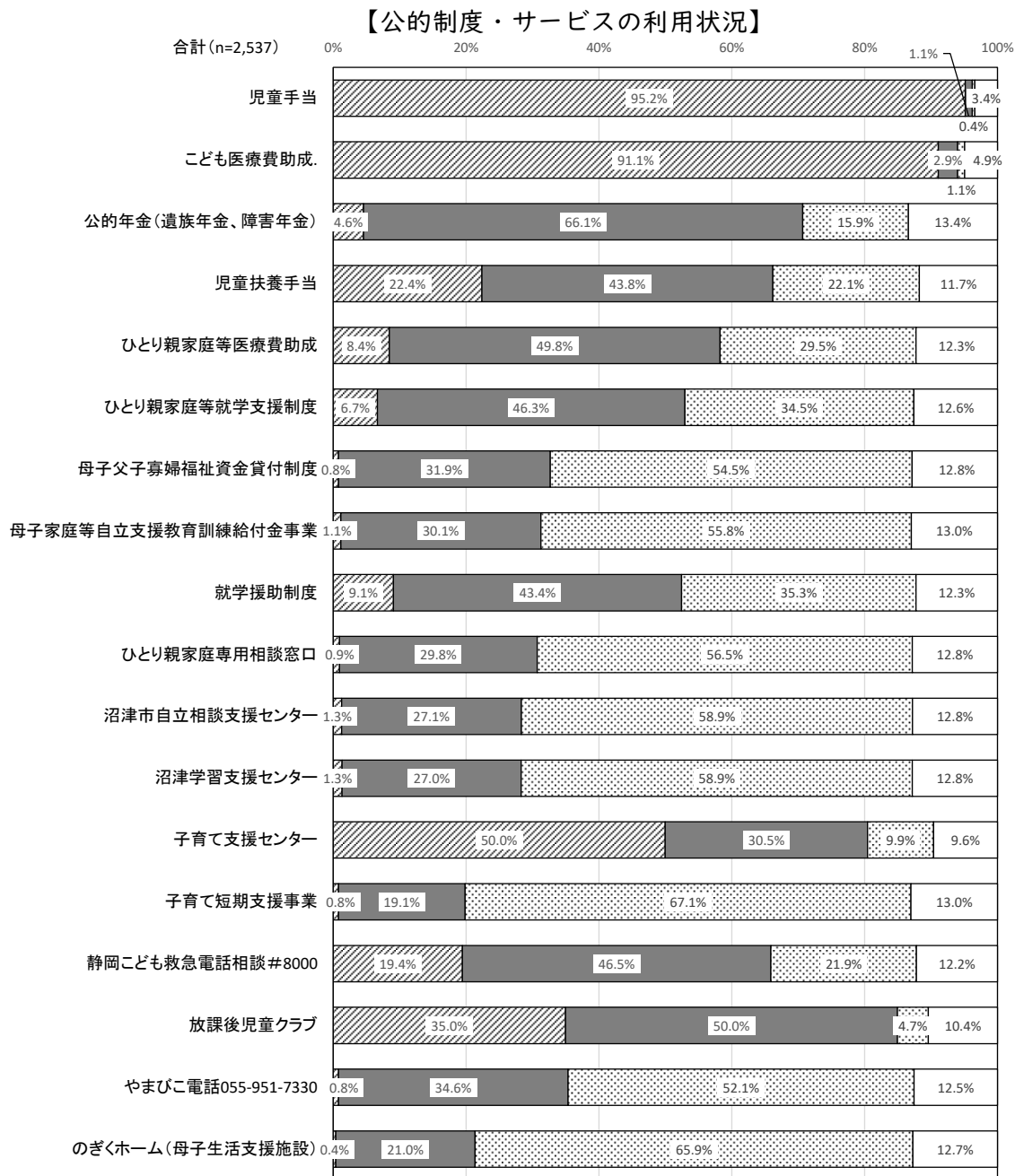
	調査数	子育てに関する情報発信の充実	子育てに関して気軽に相談できる体制づくり	子どもの見守り等、地域で子どもを守っていく体制づくり	子どもの遊び場・居場所の整備	子育て世代同士がつながりあえる環境づくり
全体	2,471	9.0%	9.8%	14.1%	29.5%	4.1%
夫妻と子どもからなる世帯	1,422	8.9%	10.1%	14.4%	31.1%	3.8%
父親と子どもからなる世帯	125	12.0%	12.0%	11.2%	28.8%	8.0%
母親と子どもからなる世帯	281	6.0%	12.5%	12.8%	23.8%	4.6%
三世帯世帯(ふたり親)	447	10.1%	8.5%	15.2%	31.5%	3.8%
三世帯世帯(ひとり親)	144	12.5%	3.5%	13.9%	21.5%	4.2%
その他	52	3.8%	11.5%	9.6%	21.2%	3.8%

	子どもの進学にかかる費用負担の軽減	保育園や放課後児童クラブ等、就労している方の子どもを預かる施設の整備	病気や障がいのこと等についての専門的な支援	緊急・一時的に子どもを預かるサービス体制	児童への虐待に対する対策	幼稚園・保育園・認定こども園の費用負担の軽減
全体	79.9%	10.4%	9.7%	9.7%	8.2%	5.3%
夫妻と子どもからなる世帯	81.4%	10.8%	9.4%	9.9%	9.1%	5.3%
父親と子どもからなる世帯	76.0%	12.0%	12.8%	11.2%	11.2%	6.4%
母親と子どもからなる世帯	74.4%	8.5%	11.4%	10.7%	5.3%	4.6%
三世帯世帯(ふたり親)	79.6%	10.1%	8.9%	8.7%	6.0%	6.5%
三世帯世帯(ひとり親)	82.6%	10.4%	9.0%	9.0%	8.3%	3.5%
その他	75.0%	9.6%	9.6%	3.8%	11.5%	1.9%

	妊産婦や乳幼児健康診査、保健指導等の母子保健体制づくり	子育て世帯の住宅確保に対する居住支援	就労・転職等、親の仕事に対する支援	多子世帯に対する経済的な支援	その他	特にない	無回答
全体	1.5%	10.4%	13.3%	20.5%	3.2%	2.7%	1.9%
夫妻と子どもからなる世帯	1.5%	9.3%	11.3%	20.9%	3.4%	2.7%	1.5%
父親と子どもからなる世帯	0.8%	7.2%	9.6%	20.8%	2.4%	1.6%	2.4%
母親と子どもからなる世帯	1.1%	23.8%	19.9%	21.0%	2.5%	3.9%	2.5%
三世帯世帯(ふたり親)	2.0%	5.4%	14.1%	20.8%	2.9%	1.8%	2.7%
三世帯世帯(ひとり親)	0.0%	11.1%	16.7%	18.1%	2.8%	3.5%	1.4%
その他	1.9%	17.3%	25.0%	9.6%	7.7%	1.9%	1.9%

【世帯構成別】でみると、“母親と子どもからなる世帯”は、「子育て世帯の住宅確保に対する居住支援」(23.8%)が全体より多くなっています。

⑧沼津市の公的制度・サービスの利用状況



▨ 利用している・利用したことがある ■ 利用したことはないが、知っている ▨ 制度を知らない □ 無回答

「利用している・利用したことがある」が多い公的制度・サービス等は、「児童手当」、「こども医療費助成」、「子育て支援センター」です。

「利用したことはないが、知っている」が多い公的制度・サービス等は、「公的年金」、「放課後児童クラブ」です。

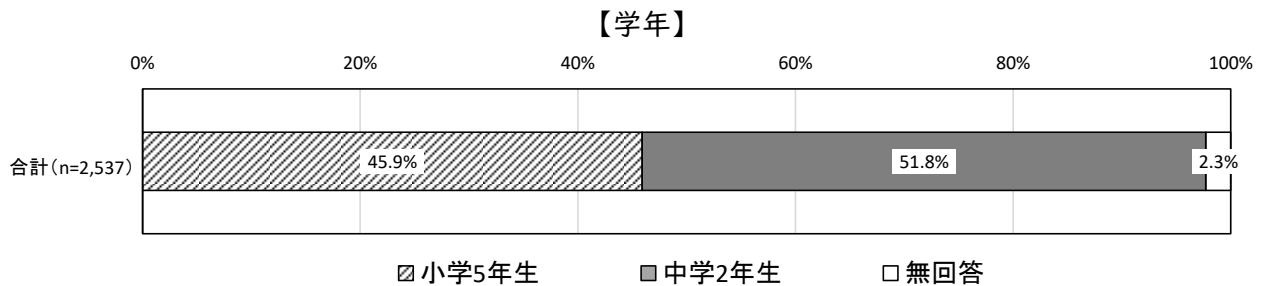
「制度を知らない」が多い公的制度・サービス等は、「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」、「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」、「ひとり親家庭専用相談窓口」、「沼津市自立相談支援センター」、「沼津学習支援センター」、「子育て短期支援事業」、「やまびこ電話」、「のぎくホーム」です。

⑨自由意見（子育て支援策等に対する意見等）（一部抜粋）

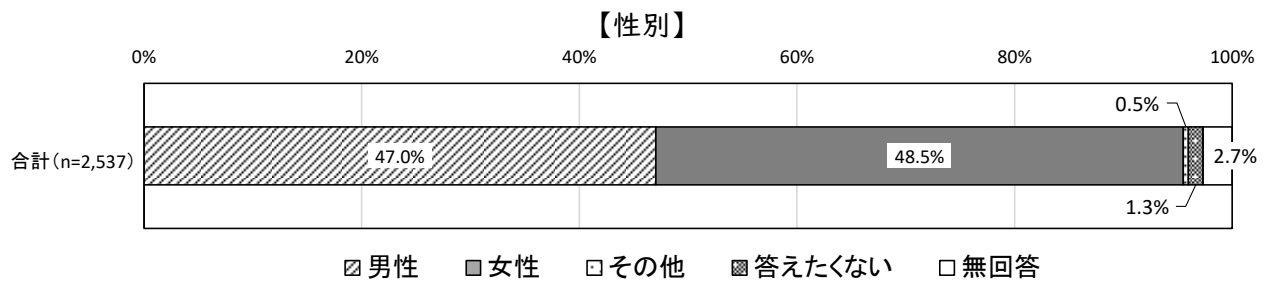
- 個々で子どもを育てるのではなく、地域で見えていく体制があるといいと思います。お年寄りと、子どもたちが一緒に過ごせる施設を。安全に遊べる場所も。週末のワークショップ体験型をたくさんしてほしいです（沼津の自然を生かし、無料ではなく1,000円ぐらいの有料でも）。
- 所得制限世帯への対応は改善してほしい。今後、大学・高校で姉妹2人分の学費フル負担は大変だなと思います。一番かかる時期に何も補助がないときついなと思います。
- 放課後児童クラブの長期休暇のときだけ預かりがあったら検討したいと思います。それとは別に、いつも子育てを支援していただいて昔よりもはるかに優遇されていることを実感しております。市にはさまざまな制度やフォロー体制で守っていただき、本当に感謝しております。
- 近年、新型コロナウイルス感染症や世界情勢により日本の経済が低迷し、私たち一般家庭にも物価上昇等によって生活にも影響が出ている。そのような中でも、せめて子どもたちにはどのような家庭でも経済的な理由から進学を断念することがないよう、国や各自治体に支援していただきたい。学力は本人による努力次第でなんとかなっても、経済力は本人の力ではどうにもならないので、そこをすべての子どもが平等になる手助けをしていただきたい。
- 共働き世帯です。夫婦で働く理由は経済的な理由です。子ども3人おります。教育費がとにかく必要なので頑張っていますが不安です。中・高・大と子どもが進むべき道を経済的な理由で潰したくありません。しかし、現在の支援制度では収入のある家庭が損をしているように感じます。また、どのような制度があるかもっと具体的にわかりやすく周知してほしいと思います。
- 塾に通わせないと学習が身につかない。塾に通っているのがあたり前になってしまうと、多子家庭の負担はますます増える。学校が学習面の定着をもう少しフォローしてほしい。共働きしないと生活が成り立たないのに、「勉強は家庭で見てください」と言われても時間的にも精神的にも余裕がない。子どもを産めと言うが、産んで生活がこんなに苦しいとは・・・産まない人が増えるのも当然。
- 沼津市には子どもを遊ばせる大きな公園が少ないように感じる。駐車場があって、水遊びもできて、大きな広場もあって安心して子どもを遊ばせられる大型遊具がある公園がほしい。
- 現在、仕事の関係で朝早く家を出なければならない。お父さんも24時間勤務のため子どもたちに自分たちだけで朝起き、食事をし、戸締りをしてもらって登校してもらっている。下校時には出迎えるようにしているが、パートやアルバイトでも子どもたちの時間に合った職種があまりないと感じる。
- 物価も高いので、給食費免除はとてありがたいと思います。これからは大学まで行くのがあたり前のようになってきたら学費をもう少し援助していただけると助かります。

【調査結果（児童・生徒）】

①回答者の属性

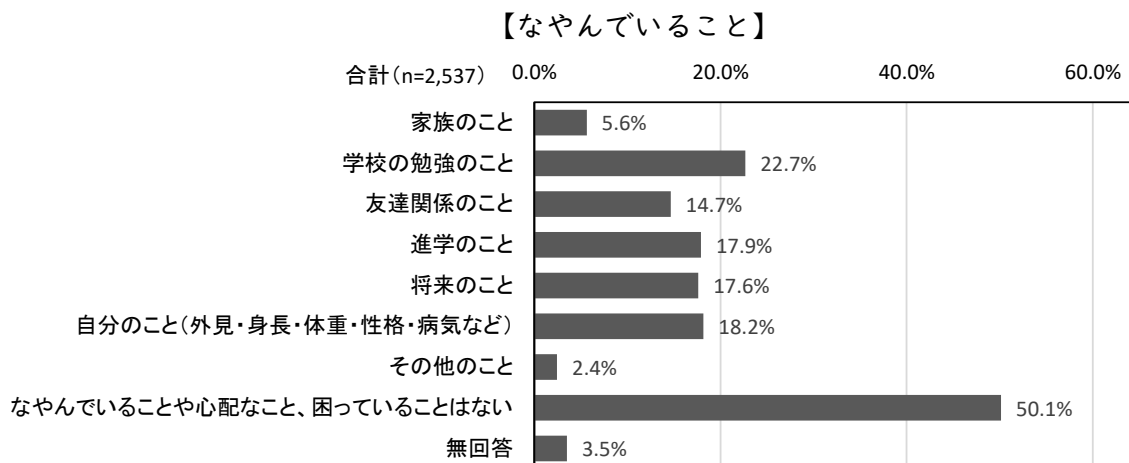


回答者の学年については、「小学5年生」が45.9%、「中学2年生」が51.8%となっています。



回答者の性別については、「男性」が47.0%、「女性」が48.5%となっています。

②回答者の生活環境について



なやんでいることについては、「なやんでいることや心配なこと、困っていることはない」(50.1%)が最も多く、次いで「学校の勉強のこと」(22.7%)、「自分のこと(外見・身長・体重・性格・病気など)」(18.2%)、「進学のこと」(17.9%)、「将来のこと」(17.6%)の順となっています。

【なやんでいること（子どもの貧困別）】

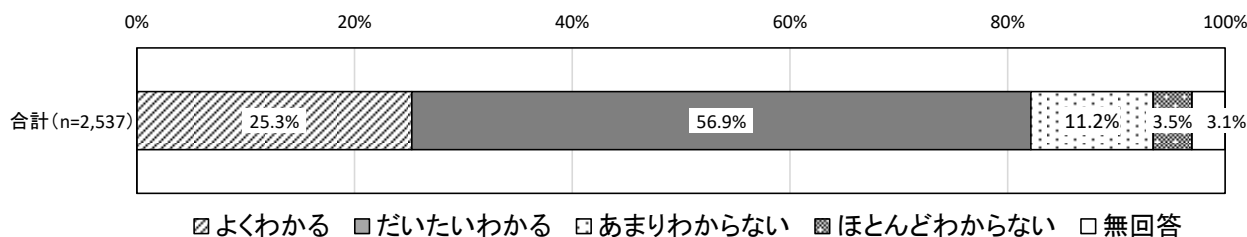
	調査数	家族のこと	学校の勉強のこと	友達関係のこと	進学のこと	将来のこと	自分のこと (外見・身長・体重・性格・病気など)
全体	1,859	5.8%	22.5%	15.0%	17.3%	17.3%	18.5%
子どもの貧困世帯	176	6.8%	26.1%	18.2%	17.0%	15.3%	20.5%
非子どもの貧困世帯	1,683	5.7%	22.2%	14.7%	17.3%	17.5%	18.3%

	その他のこと	なやんでいることや心配なこと、困っていることはない	無回答
全体	2.0%	51.2%	2.6%
子どもの貧困世帯	2.8%	50.6%	4.0%
非子どもの貧困世帯	2.0%	51.2%	2.4%

【子どもの貧困別】で見ると、全体より大きく違いのある項目はありませんでした。

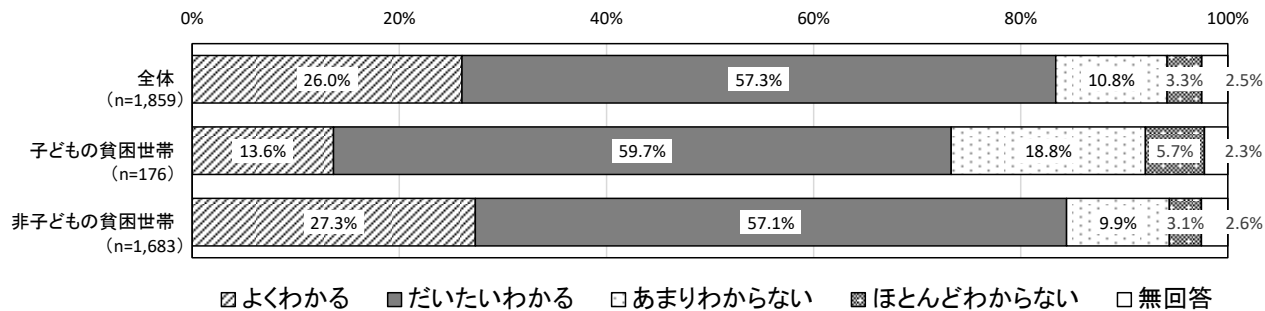
③勉強や将来のことについて

【授業の理解】



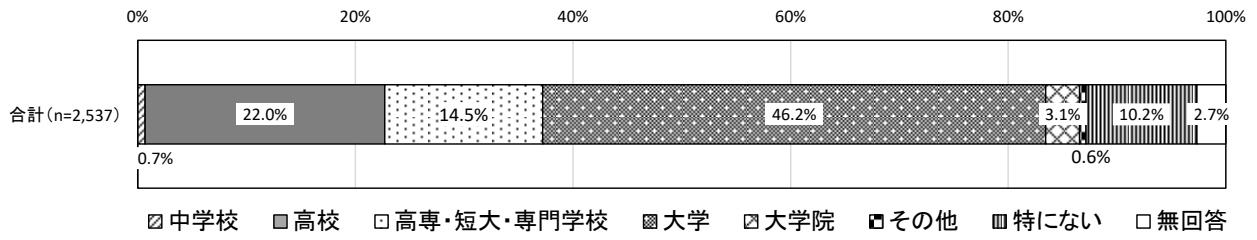
授業の理解については、「だいたいわかる」(56.9%)が最も多く、次いで「よくわかる」(25.3%)となっています。

【授業の理解（子どもの貧困別）】



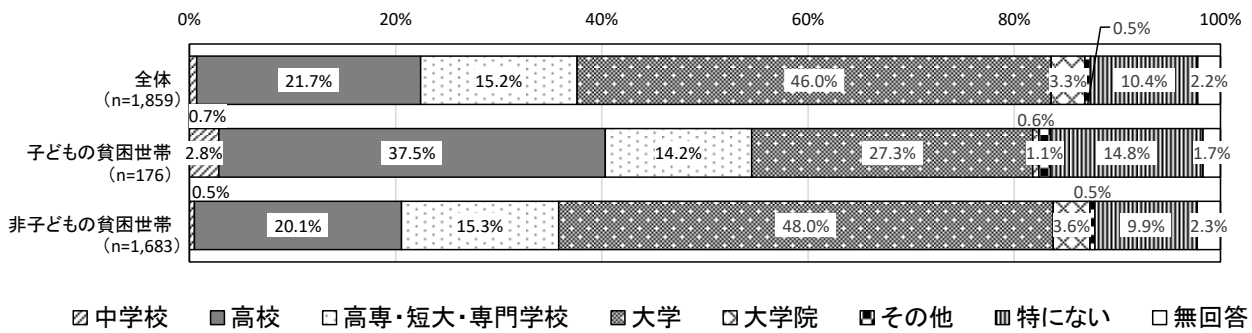
【子どもの貧困別】で見ると、“子どもの貧困世帯”は、「よくわかる」(13.6%)が全体より少なくなっています。

【進学などの希望】



進学などの希望については、「大学」(46.2%)が最も多く、次いで「高校」(22.0%)、「高専・短大・専門学校」(14.5%)の順となっています。

【進学などの希望 (子どもの貧困別)】

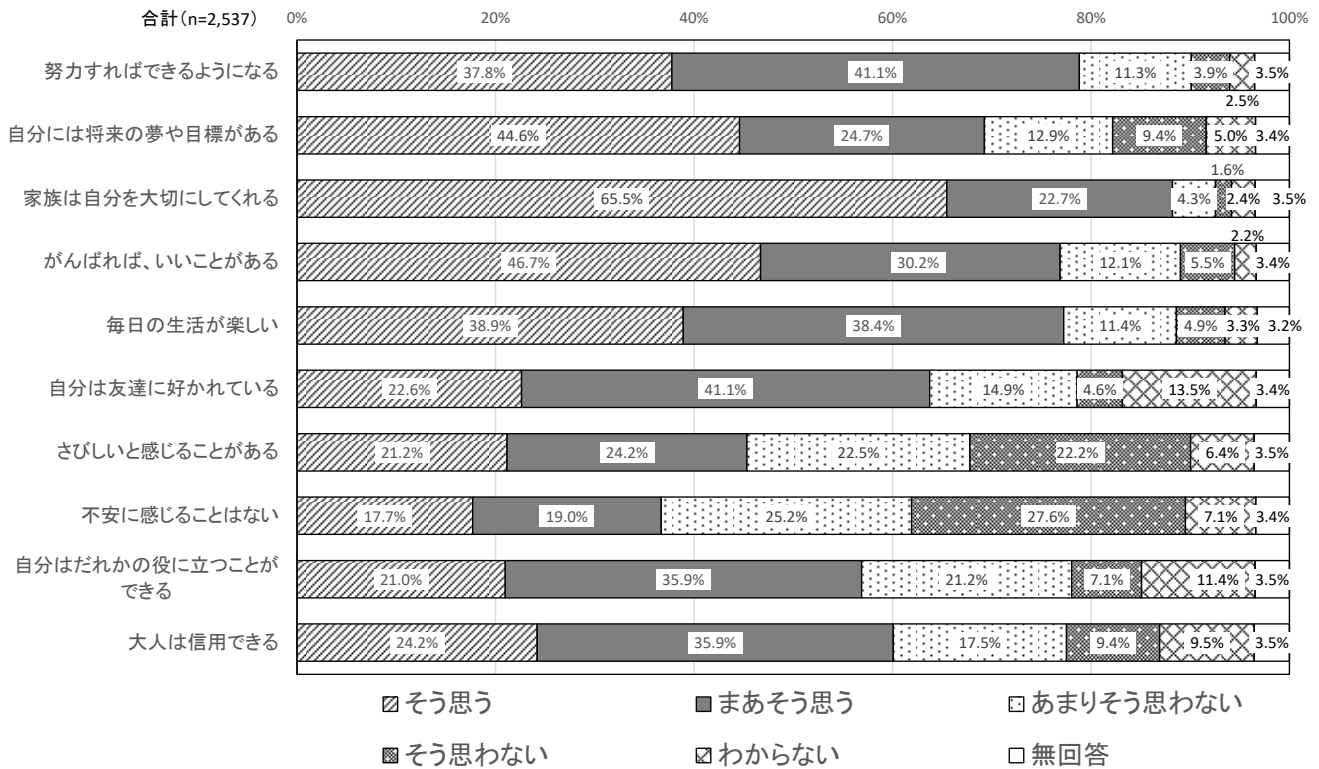


【子どもの貧困別】で見ると、“子どもの貧困世帯”は、「高校」(37.5%)が全体より多くなっており、「大学」(27.3%)が全体より少なくなっています。



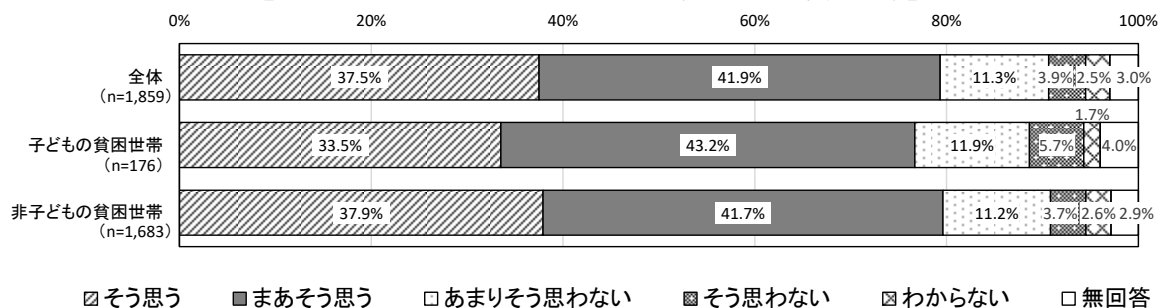
④日常生活の中で感じていることについて

【自己肯定感などについて】

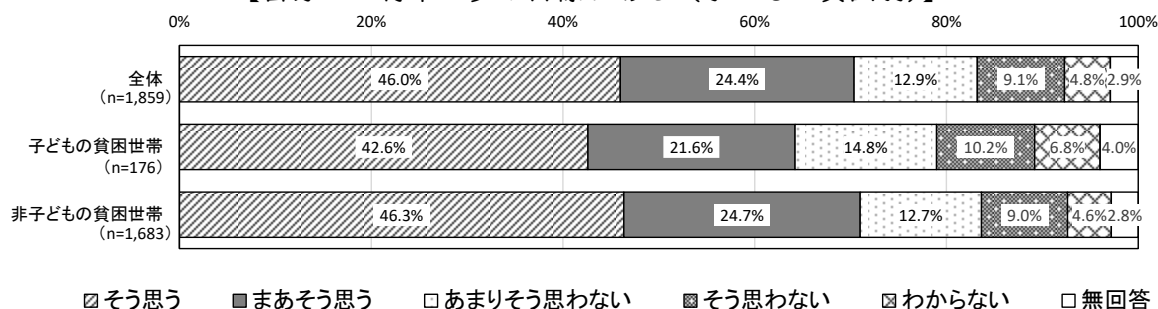


日常生活の中で感じていることについては、「そう思う」が最も多いものは「家族は自分を大切にしてくれる」(65.5%)、次いで“がんばれば、いいことがある”(46.7%)、“自分には将来の夢や目標がある”(44.6%)、“毎日の生活が楽しい”(38.9%)、“努力すればできるようになる”(37.8%)の順となっています。

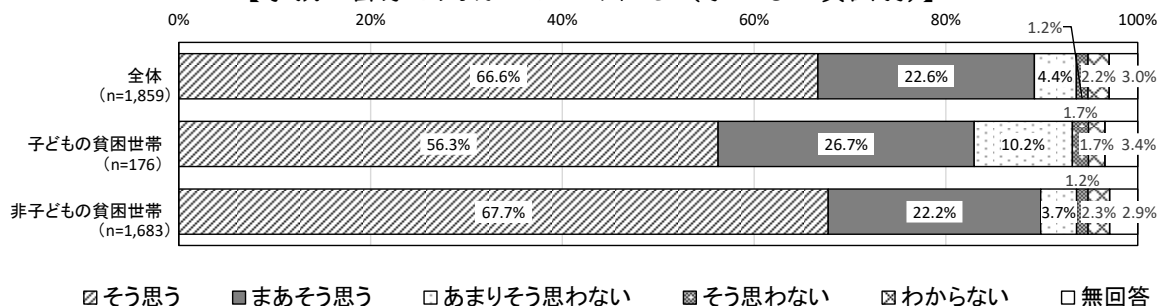
【努力すればできるようになる (子どもの貧困別)】



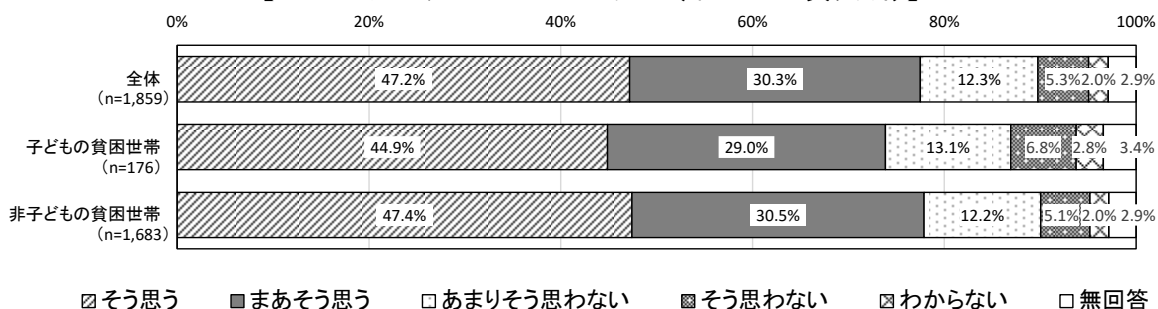
【自分には将来の夢や目標がある（子どもの貧困別）】



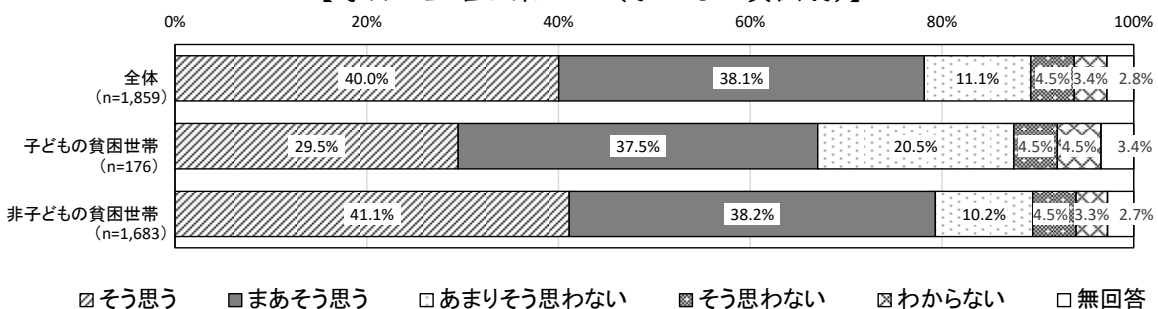
【家族は自分を大切にしてくれる（子どもの貧困別）】



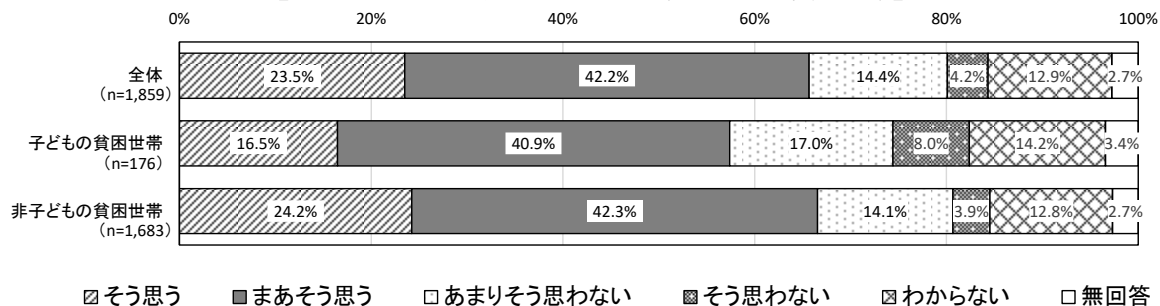
【がんばれば、いいことがある（子どもの貧困別）】



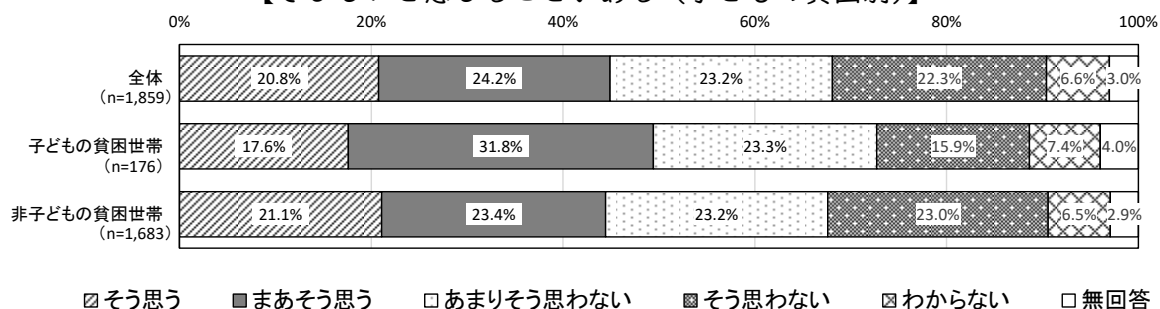
【毎日の生活が楽しい（子どもの貧困別）】



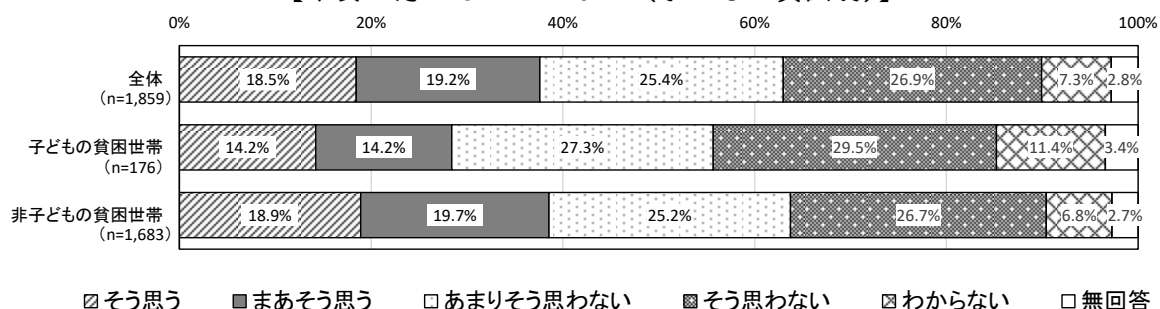
【自分は友達に好かれている（子どもの貧困別）】



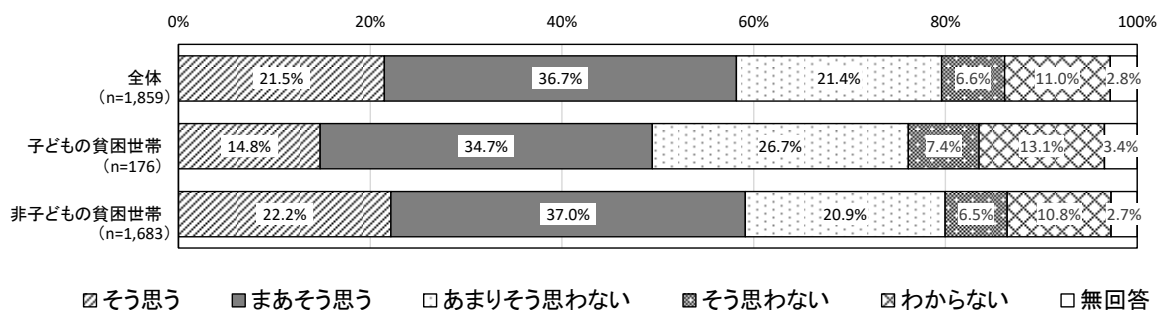
【さびしいと感じることがある（子どもの貧困別）】



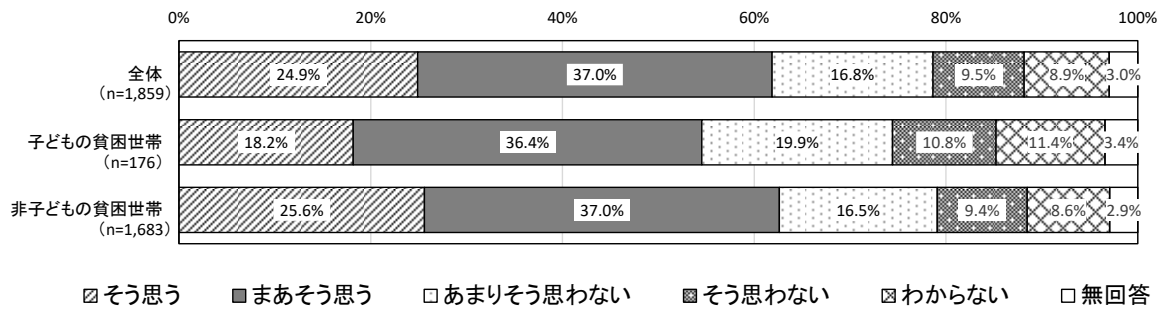
【不安を感じることはない（子どもの貧困別）】



【自分はだれかの役に立つことができる（子どもの貧困別）】



【大人は信用できる（子どもの貧困別）】



【子どもの貧困別】でみると、“子どもの貧困世帯”は、“家族は自分を大切にしてくれる”について「そう思う」(56.3%)が全体より比較的少なくなっています。また、“毎日の生活が楽しい”について「そう思う」(29.5%)が全体より比較的少なくなっています。全項目を通した傾向として“子どもの貧困世帯”は、肯定的な感覚が全体より少なくなっています。



⑤自由意見（学校や家での生活の中で思うこと）（一部抜粋）

- お母さんやお父さんがわたしのために楽しい生活をつくってくれて、毎日きれいな部屋でおいしい栄養満点のご飯を食べられて幸せです。時々、家族でお散歩をしたり、お父さんと釣りに行きます。勉強もわからないところを教えてくれたり、自主勉強のアイデアを出してくれます。学校も友達に会えて楽しく過ごせます。先生のわかりやすい授業でテストでいい点が取れます。
- わからない勉強を教えてくれる場所があったらいいなあ。長い休みのときにすごせる場所がほしい。
- 自分が友達にどう思われているのか心配で、「あまり都合良く話すぎてはいけない」としばられている感じがする。いろんな友達と遠くなっている気がする。家族以外に先生ぐらいしか、先生にもあまり相談できない。勇気がない。素直になれない。
- お母さんがいつも疲れて帰ってくるから、リラックスできるお店があればいいです。勉強がおいついているかが心配。
- 自分はこわがりて自分に自信がありません。でも、心の中ではみんないい心と悪い心がある。私のいい心の中はいつかみんなに頼られるやさしくて役に立つ人になりたい。悪い心の中は、自分でも嫌いな人はいるが、この人にだけいじわるするという人は大嫌いです。その人に対して悪口をうかべてしまうときがある。私はいい心で幸せに生活したい。
- いつもお母さんが一人で家のことをしているのもっと助けてあげたい。サッカーでトップチームのスタメンに入りたい。自分のやりたいことがあるとすぐにほかの案のほうがいいのにわがままになって自分勝手になってしまうところを悩んでいる。
- 放課後の1時間でも勉強を見ていただける機会があったらありがたいです。塾や家庭教師に行くのがあたり前のような風潮がありますが、送迎や夜遅くなり、睡眠時間を考えると学校の授業がわからなくても通わせることに疑問を感じているため。
- コロナで給食などもみんなと話して食べることができないし、マスクも必ずしなきゃいけないから、コロナが終わったらもっといろいろな行事をしたいし、自由に友達と遊びたいなど思った。
- もっと先生全員が一人ひとりを気にかけてしっかり相談してほしい。自分から声をかけ、仲良くしようとしているが、相手と合わせられる性格ではないから友達との関わりが少し大変。
- 言葉の意味を調べるとき、ネットや電子辞書を使いたい。授業や宿題で計算をするとき外国の学校のように電卓を使えるようにしてほしいです。教科書はすべてデジタル化してほしいです。

(2) 資源量把握調査

【調査の目的】

日頃から、子どもたちや子どものいる家庭への支援に関わっている方へ調査を行い、貧困の状態に置かれた子どもが、どんな困難を抱えているのか、どういう経験をしているのか、現場の声を調査しました。

【調査の概要】

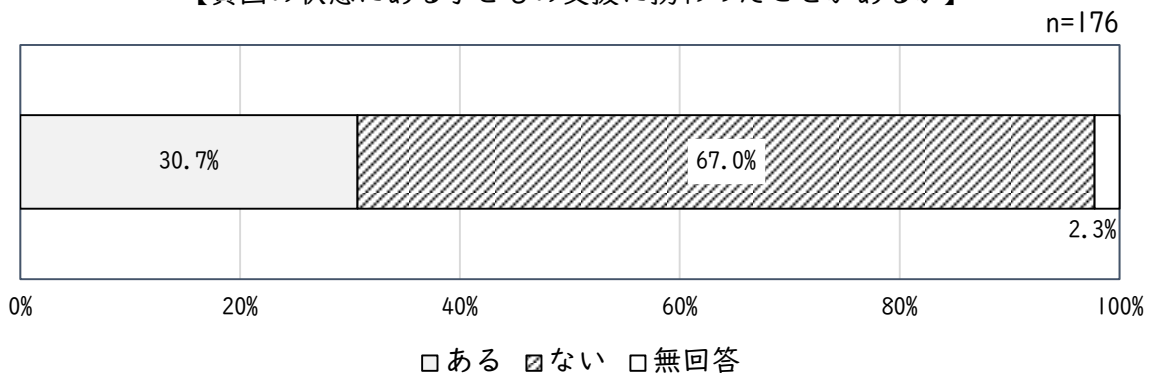
- ・調査対象：各学校、放課後児童クラブ等、関係団体の職員、民生委員・児童委員及び主任児童委員
- ・調査時期：令和4年7月～9月
- ・調査方法：各団体に応じて郵送や会議等で調査・回収
- ・回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
団体用	215	176	81.9%
民生委員・児童委員、 主任児童委員用	372	332	89.2%

【調査結果（団体用）】

① 貧困への支援について

【貧困の状態にある子どもの支援に携わったことがあるか】



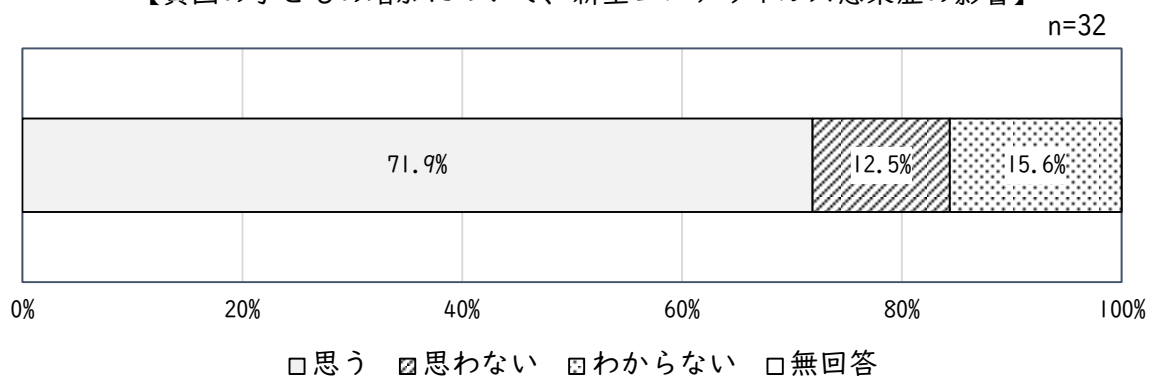
「ある」の割合が30.7%、「ない」の割合が67.0%となっています。

②貧困の状態にある子どもの支援の内容（貧困の状態にある子どもを支援したことがある方）
（一部抜粋）

- 保護者と連絡を密にとり、子どもの現状の把握を心がけました。学用品を貸し出したり、行事や持ち物等のお知らせを事前に保護者に伝えたりして、子どもが困る場面が減るよう努めました。
- ケース会議を実施し、状況把握に努めた。ケース会議には、学校だけでなく関係団体とも連携を図りました。
- 保護者と連絡を多くとるようにしたり、園児との会話から家庭での困り感を探ったりしながら、家庭生活の見守りをした。また、園児が欠席した場合等、クラスの友達が不信感を抱くことのないように、欠席の理由を伝えたり、休み明けの言動に配慮したりしました。
- 家で食事を充分にとれていないのではないかと考え、給食をしっかりと食べられるよう配慮した。また、服の汚れや入浴などについて子どもの様子を見ながら家庭に連絡する等した。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへのつなぎ、助成制度の紹介、丁寧な児童観察、保護者との連携。
- 必ず家に寄り、様子を把握、時々保護者と話す。夜、電話等で確認（夕食を食べたか等）。
- 保護者に準要保護の申請を伝え、市役所の関係機関にも連絡をとりました。
- 民生委員として不登校の児童を学校まで朝送っていくとき、歩きながら話してくれた内容からその子の家族の生活を垣間見ることがあった。
- 不衛生な生活環境のため、園で衣類や布団等の洗濯をすることがある。こども家庭課・東部児童相談所と連携を取り、情報交換をし、対応の相談をしている。

③貧困の子どもが増えている原因として新型コロナウイルス感染症は影響していると思うか

【貧困の子どもが増加について、新型コロナウイルス感染症の影響】



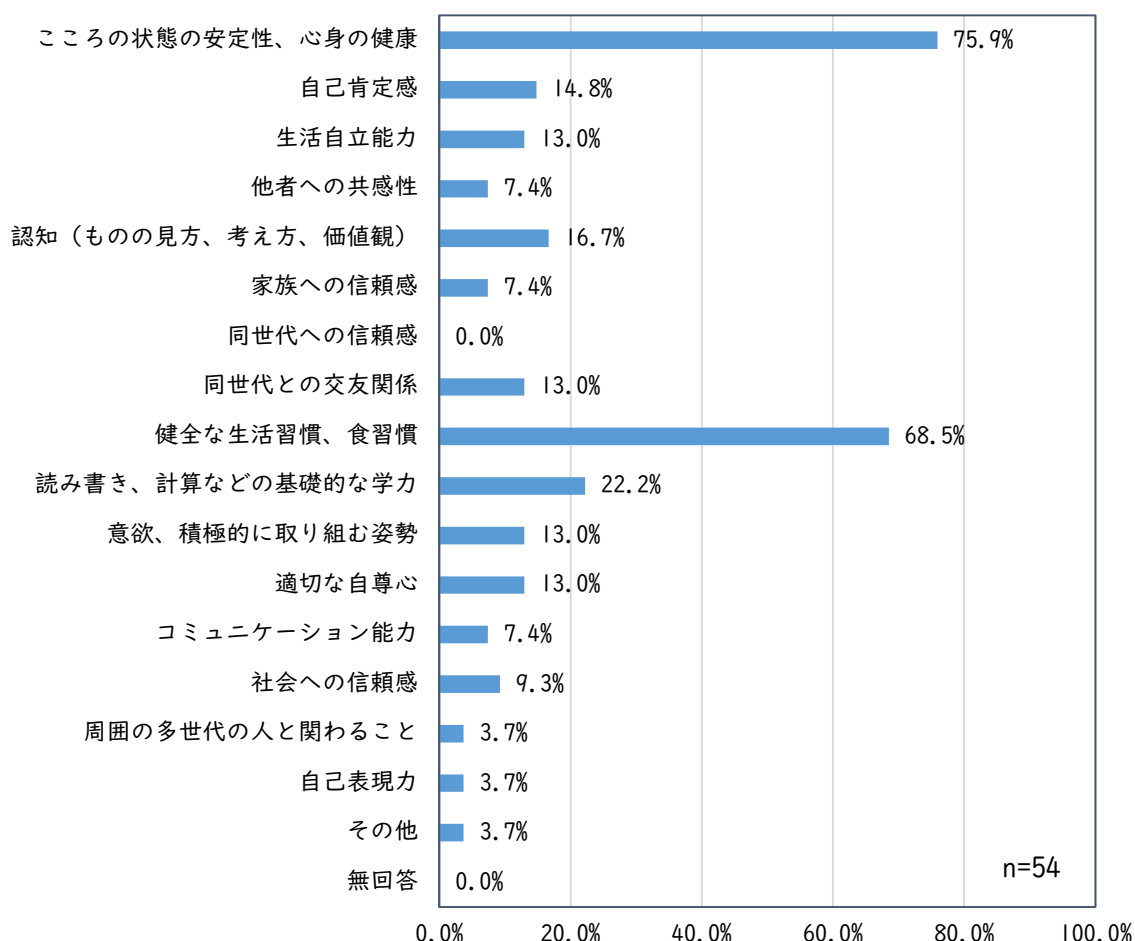
貧困の子どもが増えていると回答した団体によると、「思う」の割合が71.9%と最も高く、次いで「わからない」が15.6%、「思わない」が12.5%と続いています。

④新型コロナウイルス感染症の流行が子どもの貧困に与えた影響（一部抜粋）

- 飲食業などの経営難などにより、それに関わる保護者の収入の減少があり、貧困が一層進んだように思われます。
- 保護者の収入の減少、職場の衰退・倒産。健全な成長の機会・時間の減少により精神的な貧困を与えた。同世代の子どもたちとともに過ごす生活環境の減少。子ども自身が自分の考えを主張することがこれまで以上に減少した。
- 対面とかの行動・学習が減り、心や内面をくすぐる状況が生まれにくくなってきている。
- 遊び場が減り、家族とともに遊ぶこともなくなり、居場所が確保できず子どもたちがイライラしている。情緒の不安定が目につく。
- 親の離職。学校が休校になったことによる日中の親の負担増。

⑤貧困状態に置かれた子どもはどのような面で困難を抱えているか

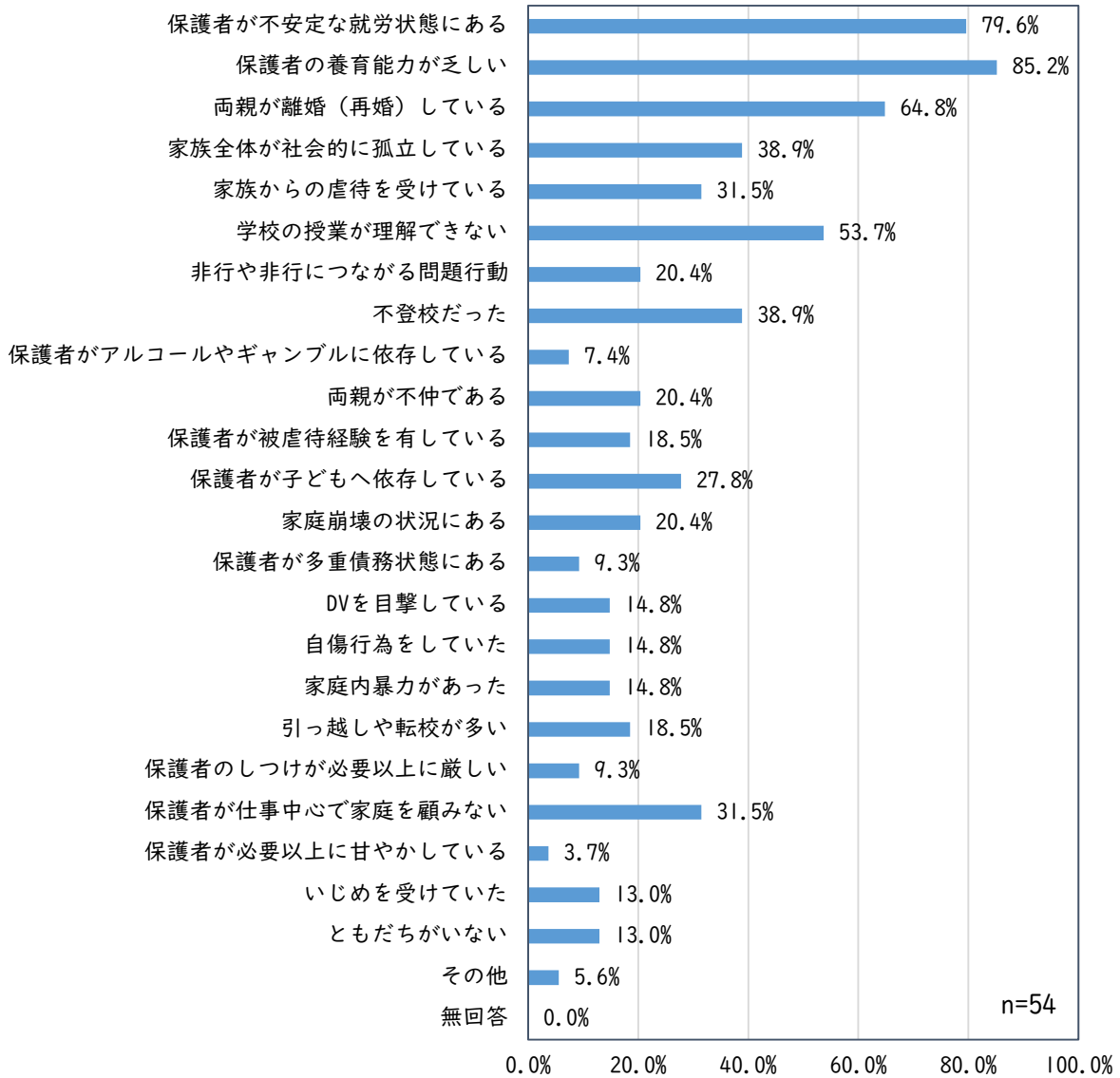
【貧困状態に置かれた子どもはどのような面で困難を抱えていることが多いか】



貧困の状態にある子どもの支援に携わったことがあると回答した団体によると、「こころの状態の安定性、心身の健康」の割合が75.9%と最も高く、次いで「健全な生活習慣、食習慣」が68.5%、「読み書き、計算などの基礎的な学力」が22.2%と続いています。

⑥支援している子どもは成育上どのような経験をしているか

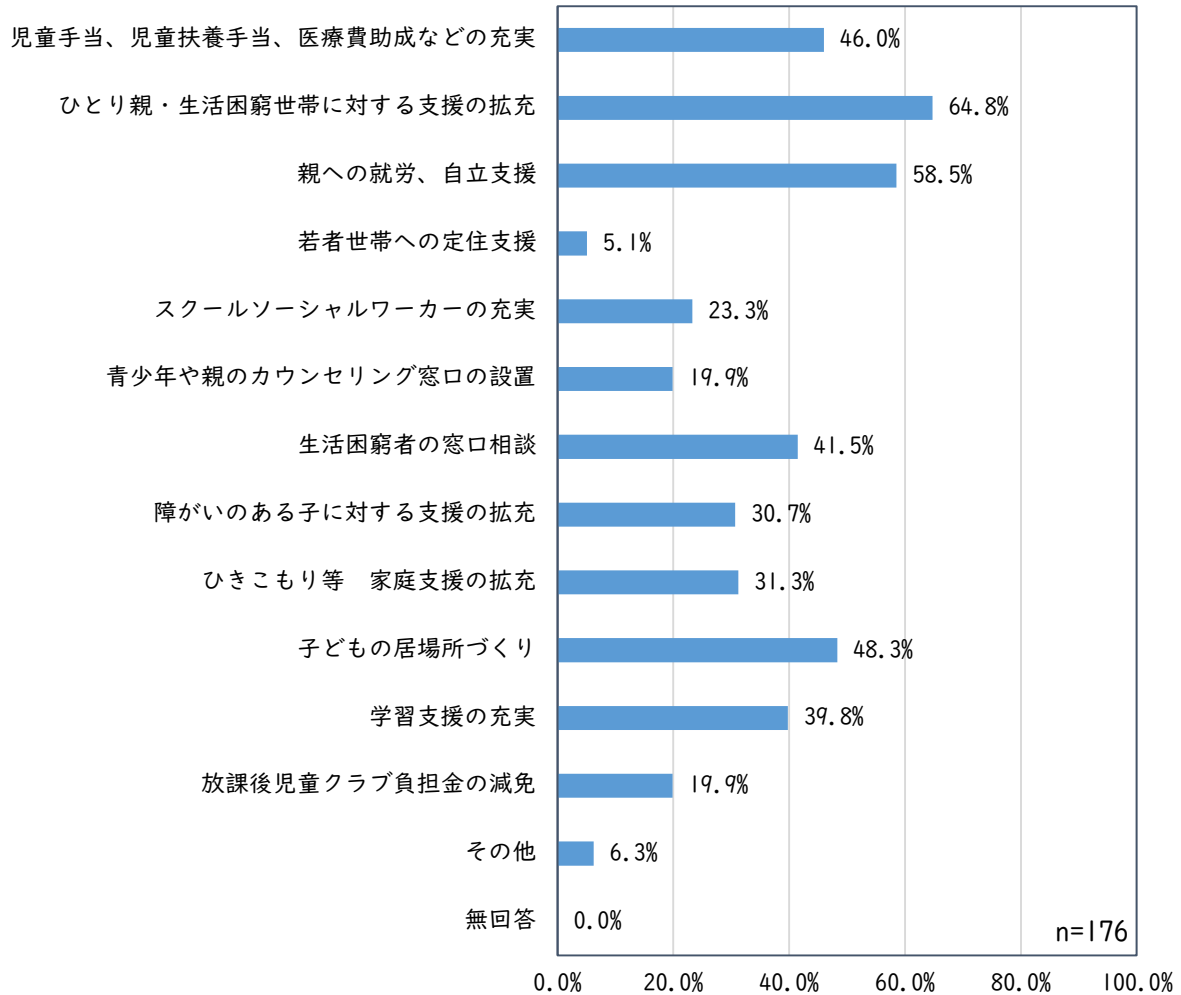
【支援している子どもは成育上どのような経験をしていると思うか】



貧困の状態にある子どもの支援に携わったことがあると回答した団体によると、「保護者の養育能力が乏しい」の割合が85.2%と最も高く、次いで「保護者が不安定な就労状態にある」が79.6%、「両親が離婚（再婚）している」が64.8%と続いています。

⑦ 貧困世帯への支援にあたり、沼津市で推進すべき支援

【貧困世帯への支援にあたり、沼津市ではどのような支援を推進すべきか】



「ひとり親・生活困窮世帯に対する支援の拡充」の割合が64.8%と最も高く、次いで「親への就労、自立支援」が58.5%、「子どもの居場所づくり」が48.3%と続いています。

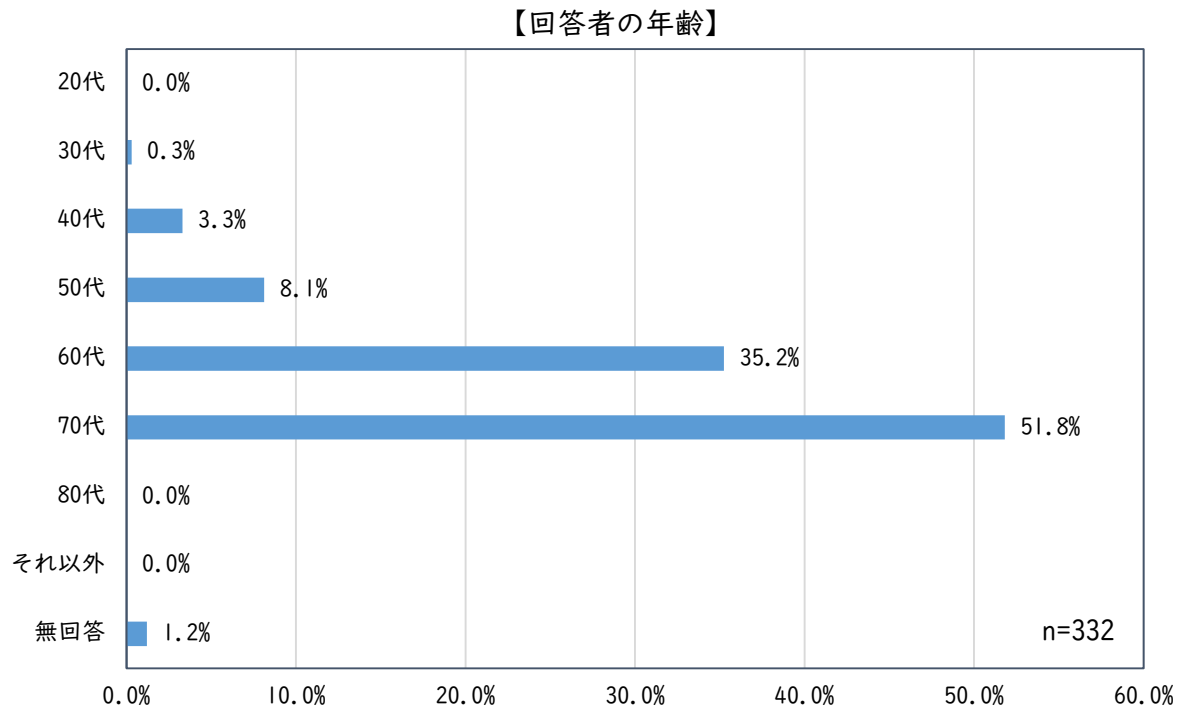


⑧子どもの貧困対策に関する自由意見（一部抜粋）

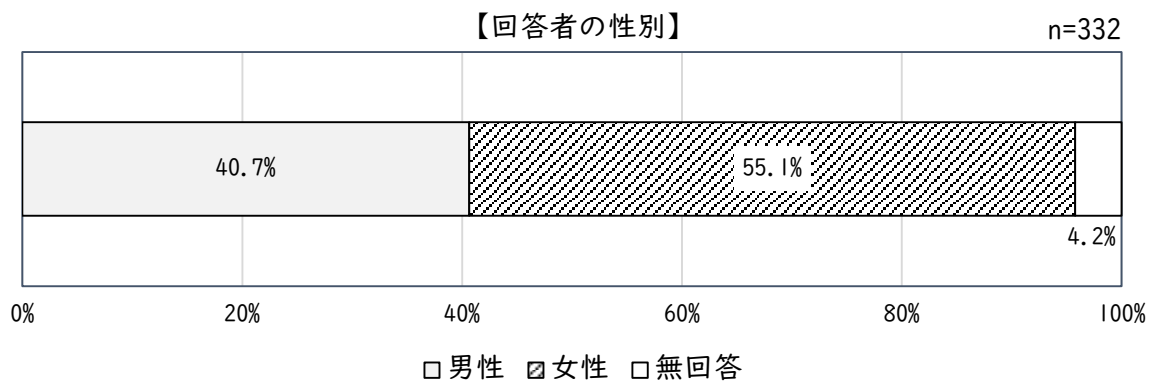
- 家庭の様子を把握し、子どもが安心して生活できるように支援するには、学校の職員だけでなく、地域や行政の力も必要だと思います。連携を取り合い、子どもにとってより良い方法を探り支援していくことができればと考えます。
- なかなか、お預かりしている中で「貧困」は気づきにくく、以前の利用者の中には月謝の払い込みの遅れが目立つ家もあり、母と何度か面談したのですが、両親就労しており、どうした理由での遅れかわかりませんでした。今現在そのような家はないのですが、「心の貧困」と言っているのか金銭的には潤っていると思われるのに靴下の穴の放置や毎日同じおかずのお弁当を夏休み中持参し、子どもは慌てて食事する姿があったりすると心配になります。ひとり親家庭の定期的な面談等の必要性を感じます。
- 子どもにみじめな思い、かわいそうな思いをさせないということが大きなねらいだと思います。貧困の家庭に支援をすることが大切なのではないでしょうか。それ以前のこととして、貧困な家庭をつくらないことがもっと大切だと思います。
- お金の支援（給食費減免や児童手当等）の援助は本当の自立につながっていかないと思います。自立支援や就労の支援、カウンセリング等によって、今の現状をしっかりと見つめ直す支援が必要だと思います。
- 貧困の捉え方は学校関係者と福祉関係機関とで差があるように感じる。その差を埋めるためにも、スクールソーシャルワーカーのような専門職が間に入るべきだと思う。
- 親がしっかり就労する、自立することで子どもの生活や生活リズムを守ることができると思います。子どもはまだ自立できないので親の影響を受けます。物の貧困、心の貧困、将来大人になった時にしっかりと自立できるか心配です。
- 貧困といっても色々なパターンがあり、対応も難しいと感じます。子どもが親の犠牲となるのはかわいそうなので児童の変化や様子をしっかりと捉え、学校等と連携をとっていきたい。保護者によっても周りに知られたくない人もいたので支え方も難しかったです。
- 子どもたちと関わる時は、子どもたちの表情を見たり、先生方から普段の様子を伺ったり、必要な時は民生委員さんと連絡をとったりと、まずは地域全体で見守り、貧困に気付くことが大切だと思います。
- 直接関わったことはありませんが、聞こえてくる問題として孤立しているように思われます。窓口等の設置も大切ですが、子どもが直接気軽に来られる居場所づくりや子どもが話しやすい環境と人づくりが必要。子どもから知り得た情報などから保護者へのアプローチで、信頼を得た上で孤立を防ぎ、相談しやすい状態にしてあげるのも一つの対策かと思います。
- 減免や手当、助成など支援の申請をもっと簡素化できるようにしてもらいたい。周知してもらえようにしてほしい。
- 貧困家庭の子どもへの配慮をそれぞれの学校で工夫して行っていると思われませんが、他の児童生徒が特別扱いや差別などと感じて、いじめ等に発展しないよう気遣いが必要だと思います。

【調査結果（民生委員・児童委員、主任児童委員用）】

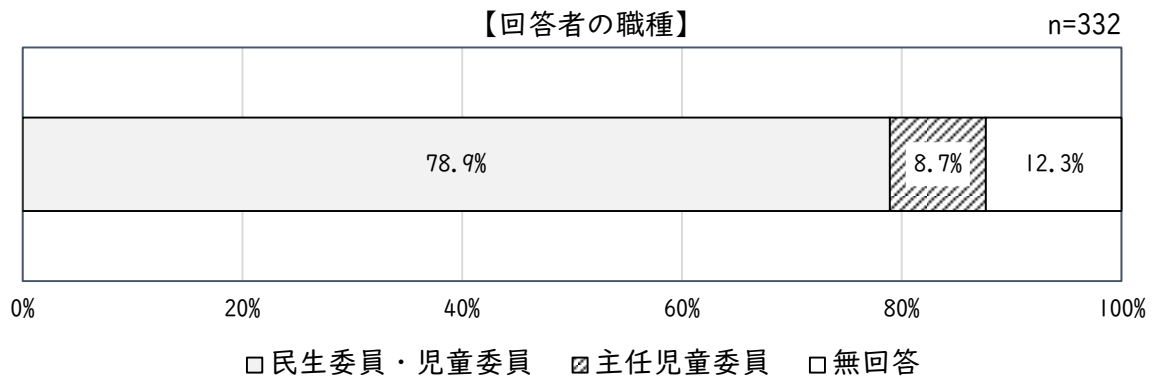
①回答者について



「70代」の割合が51.8%と最も高く、次いで「60代」が35.2%、「50代」が8.1%と続いています。

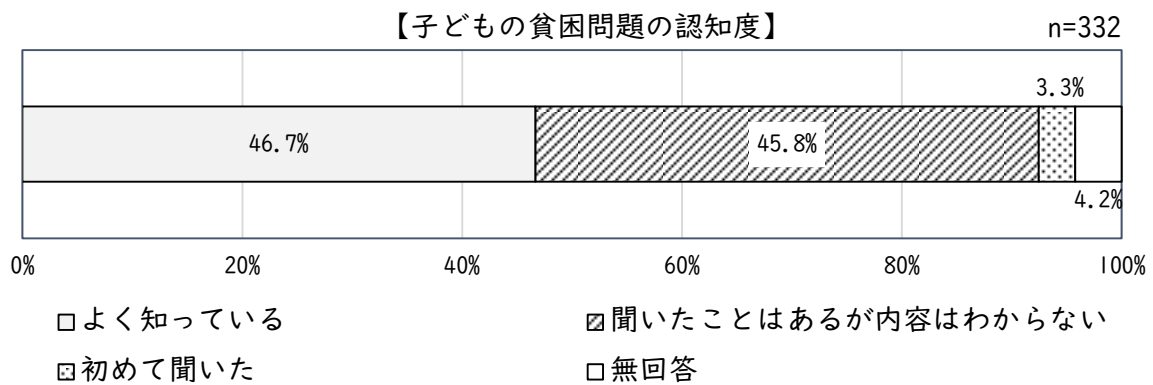


「男性」の割合が40.7%、「女性」の割合が55.1%となっています。



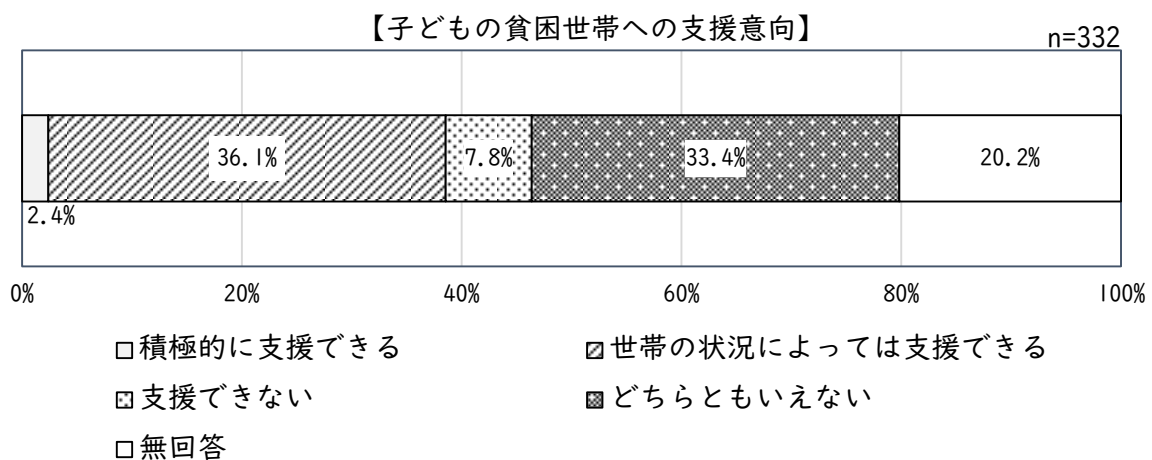
「民生委員・児童委員」の割合が78.9%、「主任児童委員」の割合が8.7%となっています。

②子どもの貧困問題の認知度について



「よく知っている」の割合が46.7%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容はわからない」が45.8%、「初めて聞いた」が3.3%と続いています。

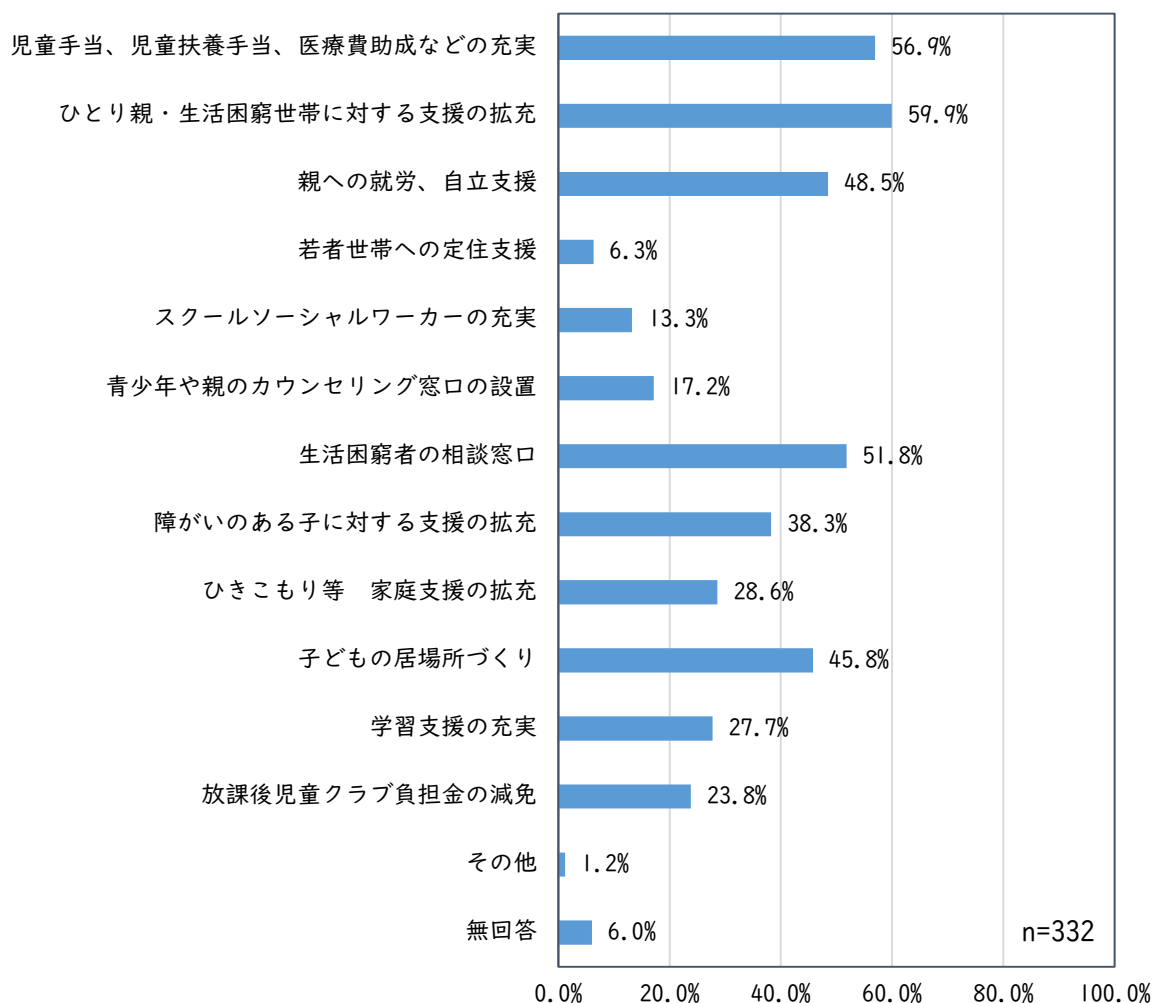
③子どもの貧困世帯への支援意向



「世帯の状況によっては支援できる」の割合が36.1%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が33.4%、「支援できない」が7.8%と続いています。

④ 貧困世帯への支援にあたり、沼津市で推進すべき支援

【貧困世帯への支援にあたり、沼津市ではどのような支援を推進すべきか】



「ひとり親・生活困窮世帯に対する支援の拡充」の割合が59.9%と最も高く、次いで「児童手当、児童扶養手当、医療費助成などの充実」が56.9%、「生活困窮者の相談窓口」が51.8%と続いています。



⑤子どもの貧困対策に関する自由意見（一部抜粋）

- 貧困の子どもが、どこにいるのかわからない現状、プライバシー保護が強すぎて、情報が薄い中では対応は難しい。
- 親がしっかり仕事をしている家庭では貧困はありえないと思います。母子、父子で子どもが小さくて仕事ができない場合は、市で支援をお願いしたいと思います。
- 学習については、しっかり支援してあげてほしいと思います。学びたくても学べないことのないような支援を望みます（将来の就業に影響を与えないと思いますので）。
- 子どもの貧困には様々な原因があると思います。その中で大きな原因の一つとして、親が健康上の理由で働けなくなり、経済的に困窮された場合があると思います。行政の就労支援や地域のコミュニティの協力が必要になると思います。
- まわりから見つけ出してあげる必要がある。毎日通う学校での様子から、そう思われる子のことを民生委員に知らせてもらえると良い。学校と民生委員が連携する。
- 相談窓口など、もっと言いやすい場所にして遠慮なく援助してほしいと言える状態に（自分の状態を知られたくない親子もいるのでは）。
- 経済的に困難な家庭の子は、習い事をしたり、スポーツ少年団などで活動したりすることが難しい。家庭環境で格差が生じ、子ども自身だけの努力では、なかなか埋めることができない。
- 何かできることがあれば、協力したいと思うが、個人の家庭状況がわからない。子どもというよりは、親の責任だと思う。親になりきれない、親が子どもに対して何もしていない、まず親の教育が必要。
- 貧困のため、母親は昼夜働いているため、子どもは夜遅くまで起きていて、朝起きられず学校を休むようになり、不登校ぎみになってしまう。母は仕事を休めないで、子どもとの関わりで困っている。
- 自分の置かれている状況をあまりわかっていない場合や、相談すべきことかも考えてないと思うので、気軽に打ち明けられる環境が必要なのではないかと思います。
- 子どもはもちろんだが、その家族が社会的に孤立しないように、地域全体で支えられる仕組みづくりが必要。
- 潜在的な貧困は多くあると思います。声をあげることができるような環境づくりができればいいと思います。
- 子どもの貧困は家庭の環境を受けることが一番の原因だと思うので、親のカウンセリング、支援を積極的に行ってほしいと思います。親のひきこもりも多々あると思います。
- 親の問題の方が大きいのではないかと思うので、親への自立支援が第一だと考える。相談窓口のPRや告知を積極的に行い、相談しやすいようにすることが大切だと思う。
- ひとり親の支援はよくいわれますが、両親がそろって共働きでも大変な家庭があり、放課後児童クラブの負担金が払えず退所する子がいると聞きます。兄弟だと2人分、3人分は大変だと…。ひとり親だけでなく、低所得世帯のケアをお願いしたいです。

3. 課題の整理

～沼津市の将来を担う子どもたちを誰一人取り残さないために～

「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」ことが目的・理念とされています。また、令和元年の一部改正では、基本理念として子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。

全国的な傾向として、ひとり親世帯の中でも圧倒的に高い割合にある母子世帯の生活は苦しい状況に置かれています。

近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活の変化や、エネルギーや食料品等の物価高騰により、貧困世帯の負担はさらに増えています。

「すべての子どもが夢と希望をもって健やかに成長するために」という、沼津市子どもの貧困対策推進計画の基本理念の実現を目指すために克服すべき課題を考察します。

①教育の支援

保護者・子どもともに、進学先の希望について「大学」が最も多くなっているものの、希望どおり進学すると思うかの問いには、「思う」と回答した方は 37.7%にとどまりました。子どもの貧困世帯では、21.9%とさらに割合は低下しています。進学先の希望が叶わない理由については、「経済的な余裕がないから」が最も多くなっており、無料で利用できる沼津学習支援センターや就学援助制度のさらなる周知や拡充が必要です。

②生活の支援

生活の悩みについては、「子どもの養育費」が最も多く、次いで「生活費」「自身の老後」「健康」「仕事」等が挙げられていました。子どもの貧困世帯でみると、「生活費」「子どもの養育費」の割合が7割以上と高くなっています。また、母親と子どもからなる世帯についても「生活費」と「子どもの養育費」の割合が約6割となっています。資源量把握調査においても、沼津市で推進すべき支援について「ひとり親・生活困窮世帯に対する支援の拡充」の割合が最も高くなっていました。これらのことから、貧困世帯や特にひとり親世帯に対する支援が急務であり、ひとり親世帯が対象である児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成などのさらなる周知が必要であるとともに、悩みの相談先として、「市役所、子育て支援センター等の公的な相談窓口」は 2.1%にとどまっていることから、相談しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

③保護者の就労支援

両親の仕事をしている割合は、前回調査を下回っているものの、「正社員・正規職員」の割合は父親が 82.7%、母親が 32.4%で、前回調査をやや上回っています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、父親の 21.0%、母親の 18.2%が「収入の減少」があったと回答しており、また、父親の 1.2%、母親の 2.2%が「失業」と回答しています。新型コロナウイルス感染症拡大が

落ち着きを取り戻すことによって、前回調査を下回った両親の仕事をしている割合等は改善されることが期待されますが、それまでの就労支援については引き続き継続していく必要があります。

④経済的支援

本市の子どもの貧困率は9.5%と前回調査時の10.0%より改善されました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、収入の減少や失業を経験した方がいることや、近年の歴史的円安に伴う物価高の影響を注視する必要があります。また、子育てや子育て世帯に必要なまたは重要だと思える支援についての問いでは、「子どもの進学にかかる費用負担の軽減」が圧倒的に多く(78.8%)、保護者や子どもたちの将来の希望を叶えるためにも、進学に関わる経済的支援が重要となっています。

⑤支援ネットワークの推進・活用

今回実施した児童・生徒調査では、「努力すればできるようになる」「自分には将来の夢や目標がある」「家族は自分を大切にしてくれる」などの日常生活の中で感じる自己肯定感についての問いで、「そう思う」の割合が子どもの貧困世帯では全項目を通した傾向として肯定的な感覚が全体より少なくなっていました。

家庭の環境や事情等が原因となる貧困により、学校の友達等と比較して習い事等をする機会がなかったり、おもちゃや服を買ってもらえなかったり、家族で旅行に行けなかったりする経験をすることで、「自分は価値のない人間だ」と考え、将来への夢や希望を失ってしまう要因になる可能性があります。そして自己肯定感の低下は学力格差を生み出し、学力格差は就学の格差、つまりは所得の格差を生み出します。そして、その子どもたちが親になった時、その子どもも貧困になる可能性があります。

貧困の連鎖を断ち切るためには、経済的支援も大切ですが、学校の先生に悩みを相談しやすい環境の整備や、親や友だちと良い関係を築くための環境の整備も大切であり、それらを市や学校関係者、保護者だけでなく、地域全体で支援のネットワークを築く必要があります。



第3章 計画の基本方針

1. 沼津市における取組の理念と方針

(1) 基本理念

～すべての子どもが夢と希望をもって健やかに成長するために～

近年、都道府県だけではなく、市区町村においても子どもの貧困対策についての計画策定数に増加が見られるなど、地方公共団体における子どもの貧困対策の充実は国をあげて進められているところです。

本市においても、平成31(2019)年3月に「沼津市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、夢と希望をもって健やかに成長していける社会の実現を目指して、子どもの貧困対策にかかる施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による経済への影響や、長期化しているロシア・ウクライナ情勢及び歴史的円安による物価の高騰等によって、今後の住民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

さらに、令和4(2022)年度に実施した本市のアンケート調査の結果においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を伺う設問で収入の減少があった方が約2割いることや、保護者の悩みについては、「生活費」の回答が“子どもの貧困世帯”や“母親と子どもからなる世帯”では全体と比較して多くなっていることから、特に貧困世帯や母子世帯に対しての経済的支援、生活支援は喫緊の対策が必要となっています。

本計画においては、前計画である「沼津市子どもの貧困対策推進計画」の基本理念である、「～すべての子どもが夢と希望をもって健やかに成長するために～」を踏襲し、本市の未来を担うすべての子どもたちが様々な将来の展望を描き、成長していくことができる社会の実現を目指すため、引き続き、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」、さらには「支援ネットワークの推進・活用」等、総合的な貧困対策を進めていきます。



(2) 施策の方針

本市では、すべての子どもが夢と希望をもって健やかに成長するために、「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の4つの重点施策と、それをつなげる「支援ネットワークの推進・活用」を含めた5つの施策を柱として計画を推進していきます。

施策1 教育の支援

貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが、家庭の経済状況等にかかわらず等しくその能力に応じた教育を受けられなければなりません。

教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと捉え、学校教育による学力の保障や、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び教育費負担の軽減など、総合的に対策を推進していきます。

施策2 生活の支援

子どもが教育を享受するためには、その置かれた環境が整備されていなければなりません。十分な教育効果の前提は、安心して生活できる環境です。このためには、貧困などに由来する家庭の複合的な課題を解決する包括的な支援体制が必要となります。

福祉部門を中心として、子どもと保護者の意思を尊重し、寄り添いながら支援を実施していきます。

施策3 保護者の就労支援

子どもが安心して教育を受けるためには、保護者の就労の安定が欠かせません。また、保護者自身が生活困窮世帯に属しているために、その能力に見合った教育を受けていないこともあります。本市では、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯・ひとり親世帯をはじめ、困難を抱えた子どものいる世帯に対しての就労支援、職業訓練、保護者の学び直しを支援していきます。

施策4 経済的支援

子どもやその保護者が安心して暮らせる生活環境の基盤を下支えするため、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等の施策の周知徹底を図り、また、それら施策を組み合わせる支援を行いながら、子育てに係る経済的負担の軽減を図っていきます。

施策5 支援ネットワークの推進・活用

様々な問題を抱える子どもやその保護者等が、社会から孤立せず、地域の中で安心して暮らせるよう、それぞれの課題を早期に把握し、必要な支援を適切につなげていく相談窓口の充実を図るとともに、行政各部署・関係機関・地域等が一丸となって解決にあたる連携体制を推進し、活用していきます。

(3) SDGs (持続可能な開発目標) を踏まえた計画の推進

本計画は、「誰ひとり取り残されない」社会の実現を基本理念とするSDGsの考え方を踏まえて施策を推進します。

【SDGs (持続可能な開発目標) の17の目標】



SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールで構成されており、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰ひとり取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことをその基本理念としています。

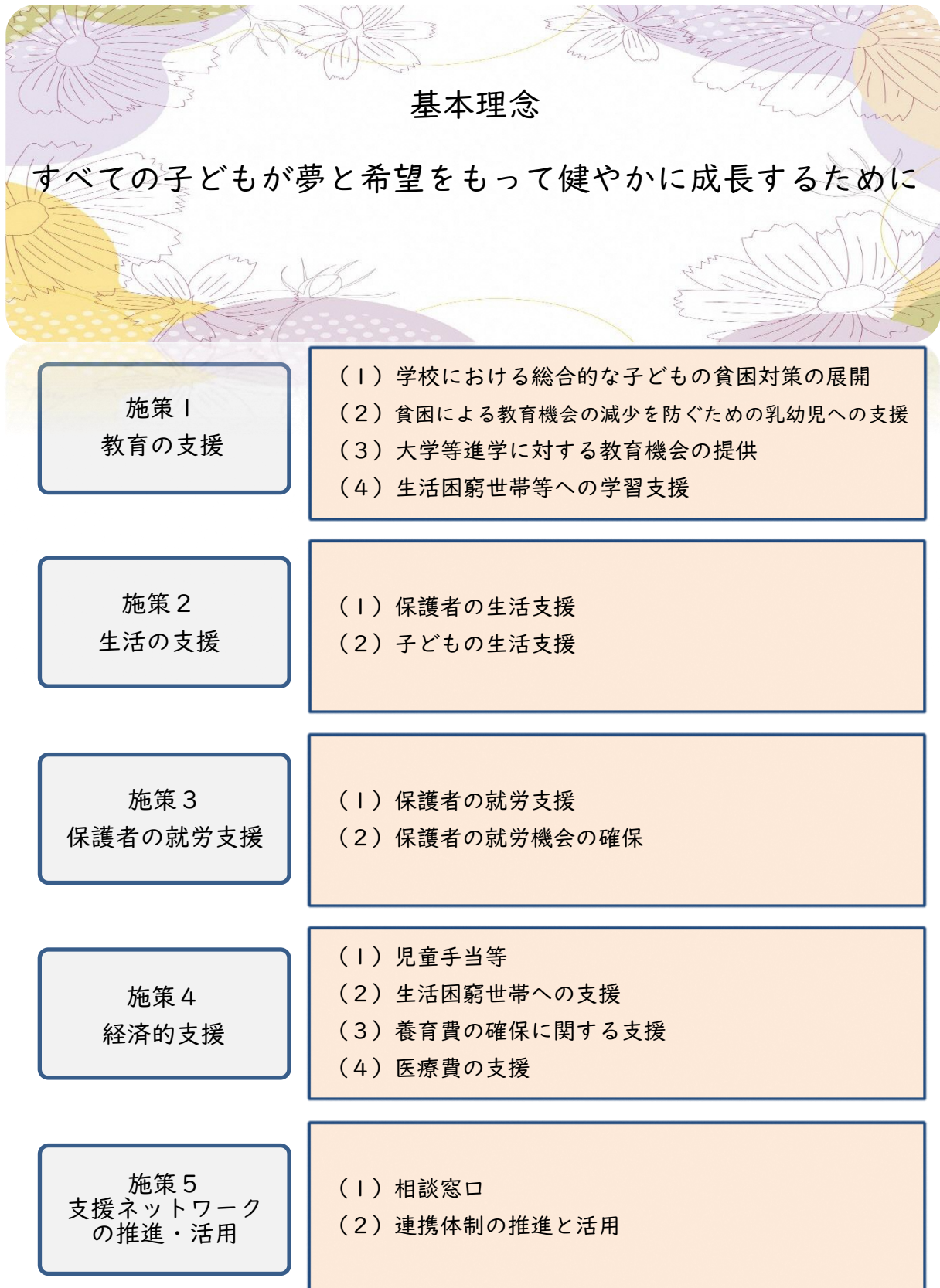
本計画では、SDGsの目標のうち、

- 1 貧困をなくそう
- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も

が関連しています。

2. 計画の体系

本計画の施策の体系は下図のとおりとなっています。



3. 子どもの貧困対策に関する指標の管理と目指す方向


本計画の進捗や対策の効果等を評価・検証するため、4つの指標を設定し、数値を毎年管理・経年比較しながら数値の改善を目指し、必要に応じた施策の見直し等を図っています。

また、重点施策をつなげる「支援ネットワークの推進・活用」として、市の指標とともに本市における児童数、ひとり親世帯数、高校進学率・中退率、生活保護受給率、児童扶養手当、就学援助制度の利用者数や、国の大綱に定める指標などの統計情報を整理し、経年で更新する「沼津市子どもの貧困データベース」を作成し、毎年指標を管理するとともに、庁内各課に共有及び外部への情報発信に努めます。

指標	前計画 平成29年度 実績	本計画 令和4年度 実績	目指す方向
生活保護世帯に属する子どもの大学・専修学校等進学率	18.2%	50.0%	
児童扶養手当受給者の就業率	79.0%	70.3%	
生活保護世帯に属する18歳未満の子どもの割合	0.6%	0.6%	
児童扶養手当受給世帯に属する18歳未満の子どもの割合	8.1%	8.0%	

国（大綱）の指標	数値		
	前計画 (平成28年度)	本計画 (令和3年度)	前計画との比較 (ポイント)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	83.3%	97.4%	14.1
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.3%	2.6%	-0.7
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	100.0%	100.0%	0.0
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100.0%	100.0%	0.0
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で書類を配布)	100.0%	100.0%	0.0
ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	65.2%	84.3%	19.1
ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	80.9%	89.4%	8.5

4. ライフステージから見た施策

	0歳児～3歳児	4歳児～6歳児	小学校段階	中学校段階	高校段階	大学等段階	保護者
1 教育の支援	(2) 貧困による教育機会の減少を防ぐための乳幼児への支援 子育て支援センター、ブックスタート・ブックステップ事業						(2)
	(4) 生活困窮世帯等への学習支援 学習支援事業、ひとり親家庭等就学支援助成、就学援助制度						(4)
			(1) 学校における総合的な子どもの貧困対策の展開 放課後学習支援員の配置、スクールソーシャルワーカーとの連携、教育相談事業				(1)
			(3) 大学等進学に対する教育機会の提供 教育相談事業、母子父子寡婦福祉資金貸付金等				(3)
2 生活の支援			(2) 子どもの生活支援 子どもの居場所づくりの支援、放課後児童クラブ等				(2)
	(1) 保護者の生活支援 ファミリーサポートセンター、子育て支援センター、ひとり親家庭専用相談窓口、子育て短期支援事業、母子生活支援施設、利用者支援事業、産後ケア事業、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業等						
3 保護者の就労支援						(1) 保護者の就労支援 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業等	
						(2) 保護者の就労機会確保 保護者の就労相談	
4 経済的支援	(1) 児童手当等 児童手当、児童扶養手当、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業						
	(2) 生活困窮世帯への支援 就学援助制度、ひとり親世帯への進学支援の情報提供、JR通勤定期の援助						
	(3) 養育費の確保に関する支援 ひとり親家庭専用相談窓口						
	(4) 医療費の支援 ひとり親家庭等医療費助成、こども医療費助成						
5 支援ネットワークの推進・活用	(1) 相談窓口 児童家庭相談、ひとり親家庭専用相談窓口、教育相談事業、障がい者基幹相談支援センター、女性相談等						
	(2) 連携体制の推進と活用 要保護児童対策地域協議会、沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議、子ども貧困対策早期対応パンフレットの作成、教育保育関係者等への子どもの貧困対策研修会の開催						

第4章 施策の推進

1. 教育の支援



貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが、家庭の経済状況等にかかわらず等しくその能力に応じた教育を受けられなければなりません。

教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと捉え、学校教育による学力の保障や、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び教育費負担の軽減など、総合的に対策を推進していきます。

(1) 学校における総合的な子どもの貧困対策の展開

主な施策	担当課
放課後学習支援員等の配置 ○授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や、より確かな学力を付けたい児童・生徒に対して、放課後や長期休業等を利用し、きめ細やかな学習支援を行い学力の向上を図ります。 また、日本語指導が必要な児童・生徒に対する学習指導を継続的に行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーとの連携 ○小中学校を福祉につなげる窓口とするため、相談室で傾聴するだけでなく、様々な困難を抱える家庭を発見し、早期に福祉部門の支援を受けられるよう、スクールソーシャルワーカーとの連携に努めます。 また、ヤングケアラーへの対応等、見守りや支援活動の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーの認知向上を図ります。	学校教育課
教育相談事業 ○教育相談・進路相談に加え、相談内容によっては他機関への紹介ができるよう、連絡体制の充実を推進します。	学校教育課 青少年教育センター

(2) 貧困による教育機会の減少を防ぐための乳幼児への支援

主な施策	担当課
子育て支援センター（地域子育て支援） ○専任の保育士が常駐したフロアを開放し、沼津こども図書館「パタポン」での絵本読み聞かせをはじめ、一時預かり保育や育児相談、ファミリーサポートセンターの併設など子育てを総合的に支援します。	子育て支援課

主な施策	担当課
ブックスタート・ブックステップ事業 ○7か月児健康相談、2歳児歯科健康相談会に参加するすべての赤ちゃん、幼児を対象に絵本のプレゼントを実施。読み聞かせ・親子のふれあいの時間を取るきっかけとしつつ、子どもの読書活動を推進します。	子育て支援課

(3) 大学等進学に対する教育機会の提供

主な施策	担当課
教育相談事業（再掲） ○教育相談・進路相談に加え、相談内容によっては他機関への紹介ができるよう、連絡体制の充実を推進します。	学校教育課 青少年教育センター
母子父子寡婦福祉資金貸付金（静岡県事業） ○ひとり親家庭に対して、子どもが高校・大学等に進学・通学する際に、その費用について貸付を行います。 また、市のホームページやひとり親支援パンフレットを随時更新し、最新の情報を提供できるよう努めます。	こども家庭課
ひとり親世帯への進学支援の情報提供 ○児童扶養手当受給世帯で、中学3年、高校3年時の子どもが高校・大学等進学別に利用可能な、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、教育ローンや、沼津市育英奨学金をはじめとする各種奨学給付金などの情報を提供し、制度やサービスの周知に努めます。	こども家庭課

(4) 生活困窮世帯等への学習支援

主な施策	担当課
学習支援事業（沼津市自立相談支援センター） ○生活困窮世帯等の子どもに対し、学習の場の提供及び学習支援を行うとともに、その保護者に対し教育相談を行います。	社会福祉課
ひとり親家庭等就学支援助成 ○児童扶養手当受給者を対象に、小学校入学の際に必要なランドセル及び学校指定用品の購入費用の一部を助成します。	こども家庭課
就学援助制度 ○経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などについて援助します。	学校管理課

2. 生活の支援



子どもが教育を享受するためには、その置かれた環境が整備されていなければなりません。十分な教育効果の前提は、安心して生活できる環境です。このためには、貧困などに由来する家庭の複合的な課題を解決する包括的な支援体制が必要となります。

福祉部門を中心として、子どもと保護者の意思を尊重し、寄り添いながら支援を実施していきます。

(1) 保護者の生活支援

主な施策	担当課
ファミリーサポートセンター ○ファミリーサポートセンターにおいて、子育てボランティアの協力のもと、育児と仕事の両立を支援します。 また、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ることを目的として、児童扶養手当受給者に対して利用料の半額を助成します。	子育て支援課
子育て支援センター（地域子育て支援）（再掲） ○専任の保育士が常駐したフロアを開放し、沼津こども図書館「パタポン」での絵本読み聞かせをはじめ、一時預かり保育や育児相談、ファミリーサポートセンターの併設など子育てを総合的に支援します。	子育て支援課
ひとり親家庭専用相談窓口 ○ひとり親に対して、別れた配偶者と子どもとの面会や養育費のこと、仕事のこと、公的な援助制度のことなどについて、専門の母子・父子自立支援員が相談に応じ、行政各部署・関係機関・地域等の適切な支援につなげるなど、問題解決のお手伝いをします。	こども家庭課
子育て短期支援事業 ○保護者の疾病や経済的な理由等により、18歳未満の児童を養育できない場合、児童福祉施設等で宿泊を伴う一時預かり（ショートステイ）や、夕方18時から22時の間の一時預かり（トワイライトステイ）を行います。	こども家庭課
子育て家庭訪問支援事業 ○家事・育児等に対して不安や負担を抱える家庭に対して、支援を行う「訪問支援員」や、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対して支援を行う「養育支援サポーター」を派遣します。	こども家庭課

主な施策	担当課
母子生活支援施設 ○生活困窮や家庭内暴力などの事情を抱えた母子家庭の方が自立に向けて生活を立て直すための場を提供します。	こども家庭課
沼津市児童発達支援センター「みゆき」相談窓口 ○心身の発達に心配のある子どもに対して、発達や特性・健康状態に配慮しながら日常生活における基本動作を身につけられるよう、児童発達支援と保育所等訪問支援等を提供しています。また、子どもの発達に心配や不安のある親子への支援や相談も行います。	子育て支援課
利用者支援事業（マミーズほっとステーションぬまづ） ○妊娠・出産・子育ての入り口になる、母子健康手帳交付時の面談を母子保健コーディネーターが実施することにより、支援が必要な対象者を早期に発見するとともに、地区担当保健師との連携を強化し、効果的な支援ができる体制づくりを図ります。	健康づくり課
産後ケア事業（マミーズほっとステーションぬまづ） ○退院直後の母子への宿泊、通所及び訪問により、心身のケアや育児のサポート等を行います。	健康づくり課
産前産後サポート事業（マミーズほっとステーションぬまづ） ○妊産婦や母親の悩みに対して専門職（助産師・保健師等）が相談支援を行います。併せて地域の母親同士の仲間づくりを促進し、孤立感を軽減し、安心して出産、育児に臨めるようサポートします。 また、妊娠期の不安や子育ての見通しを立てられるよう、妊娠期の講座の充実を図ります。	健康づくり課
赤ちゃんとその保護者を対象とした交流イベント ○赤ちゃんとその保護者を対象とした交流イベントを開催し、交流の場や機会を提供することで、親子の孤立を防ぎます。	健康づくり課
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業 ○すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から一貫した身近な相談・支援と、経済的支援（妊娠届出時及び出産後に給付金を支給）を行います。	健康づくり課
自立相談支援事業（沼津市自立相談支援センター） ○生活困窮者自立相談支援制度の中心となる事業で、困窮者の相談を総合的に受け付け、状況に応じ支援プランを策定し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	社会福祉課

主な施策	担当課
<p>家計改善支援事業（沼津市自立相談支援センター）</p> <p>○家計のやりくりが上手くいかず生活にお困りの方に対し、家計の見直しなどを一緒に行い、生活の再生や自立に向けた支援を行います。</p>	社会福祉課
<p>住居確保給付金（沼津市自立相談支援センター）</p> <p>○離職等により住居を喪失した（喪失の恐れのある）困窮者に、安定した就職活動ができるよう一定の要件のもとで家賃相当額を支給します。</p>	社会福祉課
<p>就労準備支援事業（沼津市自立相談支援センター）</p> <p>○すぐに就労することが困難な人に、就労に向けた準備として、それぞれの状況に応じて、生活改善、就労意欲の改善、就職活動へのアドバイスなど、一般就労に向けた基礎能力を養い、就労による自立を目指します。</p>	社会福祉課
<p>一時生活支援事業（沼津市自立相談支援センター）</p> <p>○住居を持たない人に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。事業を利用する間に、就職活動や住居を確保していただき自立を目指します。</p>	社会福祉課
<p>その他、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な支援（沼津市自立相談支援センター）</p> <p>○ハローワークとの連携による就労支援、雇用保険の受給、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の利用、障がい者福祉に係る諸制度の利用など、生活困窮者自立支援制度以外の施策による支援を実施します。</p>	社会福祉課

（２）子どもの生活支援

主な施策	担当課
<p>放課後児童クラブ</p> <p>○保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生が、放課後から夕方までの間や学校が長期休みの間、家庭的な雰囲気の中で過ごす生活の場を提供します。また、児童扶養手当受給世帯に対して指導料を減額します。</p>	子育て支援課
<p>放課後子ども教室</p> <p>○小学生を対象に、放課後や週末等に小学校の体育館等を活用し、勉強やスポーツ、地域住民との交流の機会を提供します。</p>	子育て支援課

主な施策	担当課
<p>子どもの居場所づくりの支援</p> <p>○一人の時間を過ごす子どもたちに対して、地域住民やボランティアなどが実施する放課後の見守りや、食事の提供、学習支援等の子どもの居場所づくりの支援を推進します。</p> <p>また、子どもの居場所に関する総合相談窓口を設置し、運営者や利用者に対して各種支援のコーディネートを行います。</p>	こども家庭課

3. 保護者の就労支援



子どもが安心して教育を受けるためには、保護者の就労の安定が欠かせません。また、保護者自身が生活困窮世帯に属していたために、その能力に見合った教育を受けていないこともあります。

本市では、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯をはじめ、困難を抱えた子どものいる世帯に対しての就労支援、職業訓練、保護者の学び直しを支援していきます。

(1) 保護者の就労支援

主な施策	担当課
<p>母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業</p> <p>○本市に住所があり、20歳未満の児童を養育し、児童扶養手当を受けている者と同等の所得水準にある母子家庭の母等を対象に、以下の給付を行います。</p> <p>【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 受講終了後、対象講座の受講料の一部を支給。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金】 1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給。</p>	こども家庭課
<p>高等学校卒業認定試験合格支援給付金</p> <p>○高卒認定試験合格を目指す場合の対策講座受講費用の一部を支給します。</p>	こども家庭課
<p>自立相談支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲）</p> <p>○生活困窮者自立相談支援制度の中心となる事業で、困窮者の相談を総合的に受け付け、状況に応じ支援プランを策定し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p>	社会福祉課

主な施策	担当課
住居確保給付金（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○離職等により住居を喪失した（喪失の恐れのある）困窮者に、安定した就職活動ができるよう一定の要件のもとで家賃相当額を支給します。	社会福祉課
就労準備支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○すぐに就労することが困難な人に、就労に向けた準備として、それぞれの状況に応じて、生活改善、就労意欲の改善、就職活動へのアドバイスなど、一般就労に向けた基礎能力を養い、就労による自立を目指します。	社会福祉課
一時生活支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○住居を持たない人に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。事業を利用する間に、就職活動や住居を確保していただき自立を目指します。	社会福祉課
その他、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な支援（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○ハローワークとの連携による就労支援、雇用保険の受給、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の利用、障がい者福祉に係る諸制度の利用など、生活困窮者自立支援制度以外の施策による支援を実施します。	社会福祉課
J R通勤定期の援助（静岡県事業） ○児童扶養手当受給者及び同一の世帯員は、J Rの通勤定期乗車券の割引を行います。	こども家庭課

（２）保護者の就労機会の確保

主な施策	担当課
保護者の就労相談 ○マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター東部支所など各関連機関と連携を図り、保護者の就労や貸付等の情報提供について支援します。	こども家庭課



4. 経済的支援



子どもやその保護者が安心して暮らせる生活環境の基盤を下支えするため、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等の施策の周知徹底を図り、また、それら施策を組み合わせる支援を行いながら、子育てに係る経済的負担の軽減を図っていきます。

(1) 児童手当等

主な施策	担当課
児童手当 ○家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童を養育している人に手当を支給します。	こども家庭課
児童扶養手当 ○ひとり親家庭等で児童を扶養していて、本人及び同居の扶養親族の所得額が国の基準にあてはまる人に対して、所得に応じて手当を支給します。	こども家庭課
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業（再掲） ○すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から一貫した身近な相談・支援と、経済的支援（妊娠届出時及び出産後に給付金を支給）を行います。	健康づくり課

(2) 生活困窮世帯への支援

主な施策	担当課
就学援助制度（再掲） ○経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などについて援助します。	学校管理課
ひとり親世帯への進学支援の情報提供（再掲） ○児童扶養手当受給世帯で、中学3年、高校3年時の子どもが高校・大学等進学別に利用可能な、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、教育ローンや、沼津市育英奨学金をはじめとする各種奨学給付金などの情報を提供し、制度やサービスの周知に努めます。	こども家庭課
J R通勤定期の援助（静岡県事業）（再掲） ○児童扶養手当受給者及び同一の世帯員は、J Rの通勤定期乗車券の割引を行います。	こども家庭課

(3) 養育費の確保に関する支援

主な施策	担当課
<p>ひとり親家庭専用相談窓口（再掲）</p> <p>○ひとり親に対して、別れた配偶者と子どもとの面会や養育費のこと、仕事のこと、公的な援助制度のことなどについて、専門の母子・父子自立支援員が相談に応じ、行政各部署・関係機関・地域等の適切な支援につなげるなど、問題解決のお手伝いをします。</p>	<p>こども家庭課</p>

(4) 医療費の支援

主な施策	担当課
<p>ひとり親家庭等医療費助成</p> <p>○ひとり親家庭等で児童が 20 歳を迎える前日の属する月まで、母または父と児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。また、手当申請等を通じ、ひとり親世帯それぞれが抱える問題に対し、適切な支援へつなげます。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p>こども医療費助成</p> <p>○保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの養育と疾病の早期発見及び早期治療を促進します。また、手当申請等を通じ、子育て世帯それぞれが抱える問題に対し、適切な支援へつなげます。</p>	<p>こども家庭課</p>



5. 支援ネットワークの推進・活用



様々な問題を抱える子どもやその保護者等が、社会から孤立せず、地域の中で安心して暮らせるよう、それぞれの課題を早期に把握し、必要な支援を適切につなげていく相談窓口の充実を図るとともに、行政各部署・関係機関・地域等が一丸となって解決にあたる連携体制を推進し、活用していきます。

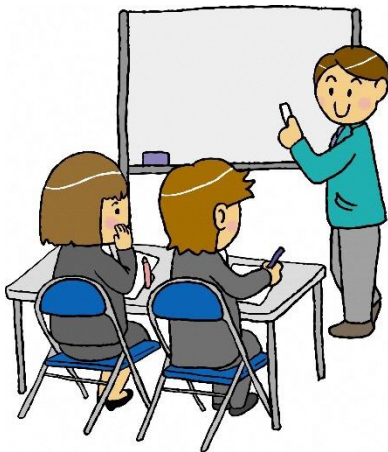
(1) 相談窓口

主な施策	担当課
児童家庭相談 ○保護者等からの児童に関する様々な問題や、家庭の相談等について、助言及び指導を行い、児童の健全育成及び児童の権利保護、児童福祉の向上を図ります。	こども家庭課
ひとり親家庭専用相談窓口（再掲） ○ひとり親に対して、別れた配偶者と子どもとの面会や養育費のこと、仕事のこと、公的な援助制度のことなどについて、専門の母子・父子自立支援員が相談に応じ、行政各部署・関係機関・地域等の適切な支援につなげるなど、問題解決のお手伝いをします。	こども家庭課
スクールソーシャルワーカーとの連携（再掲） ○小中学校を福祉につなげる窓口とするため、相談室で傾聴するだけでなく、様々な困難を抱える家庭を発見し、早期に福祉部門の支援を受けられるよう、スクールソーシャルワーカーとの連携に努めます。 また、ヤングケアラーへの対応等、見守りや支援活動の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーの認知向上を図ります。	学校教育課
自立相談支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○生活困窮者自立相談支援制度の中心となる事業で、困窮者の相談を総合的に受け付け、状況に応じ支援プランを策定し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
家計改善支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○家計のやりくりが上手いかず生活にお困りの方に対し、家計の見直しなどを一緒に行い、生活の再生や自立に向けた支援を行います。	社会福祉課

主な施策	担当課
<p>住居確保給付金（沼津市自立相談支援センター）（再掲）</p> <p>○離職等により住居を喪失した（喪失の恐れのある）困窮者に、安定した就職活動ができるよう一定の要件のもとで家賃相当額を支給します。</p>	社会福祉課
<p>就労準備支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲）</p> <p>○すぐに就労することが困難な人に、就労に向けた準備として、それぞれの状況に応じて、生活改善、就労意欲の改善、就職活動へのアドバイスなど、一般就労に向けた基礎能力を養い、就労による自立を目指します。</p>	社会福祉課
<p>一時生活支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲）</p> <p>○住居を持たない人に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。事業を利用する間に、就職活動や住居を確保していただき自立を目指します。</p>	社会福祉課
<p>その他、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な支援（沼津市自立相談支援センター）（再掲）</p> <p>○ハローワークとの連携による就労支援、雇用保険の受給、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の利用、障がい者福祉に係る諸制度の利用など、生活困窮者自立支援制度以外の施策による支援を実施します。</p>	社会福祉課
<p>教育相談事業（再掲）</p> <p>○教育相談・進路相談に加え、相談内容によっては他機関への紹介ができるよう、連絡体制の充実に推進します。</p>	学校教育課 青少年教育センター
<p>障がい者基幹相談支援センター</p> <p>○地域で生活する障がいのある人及びその家族等の相談に応じ、各種サービスの利用など地域生活に必要な支援を行います。</p>	障がい福祉課
<p>女性相談</p> <p>○女性（婦人）相談員を配置し、支援や保護の必要な女性の発見に努め、相談に応じ、自立等のために必要な援助を行います。また、SNSの活用等により、相談窓口の周知を行います。</p>	社会福祉課

(2) 連携体制の推進と活用

主な施策	担当課
<p>要保護児童対策地域協議会</p> <p>○児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、国・県・市の関係機関をはじめ、市自治会連合会、市医師会、市社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などの34機関で構成する要保護児童対策協議会を運営し、関係機関との連携強化や支援体制を充実します。</p>	こども家庭課
<p>沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議</p> <p>○生活困窮者の早期把握や見守りのための情報交換及び連携、生活困窮者に対する自立支援策の検討等を行うため、生活困窮者に対する地域全体での包括的な支援体制として、沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催します。</p>	社会福祉課
<p>子ども貧困対策早期対応パンフレットの作成</p> <p>○様々な問題を抱える子どもや保護者を早期に発見し、支援につなげるため、日常どのような視点が必要なのか、また、支援方法や関係機関・相談窓口などをまとめたチェックリスト等を示したパンフレットを作成します。すべての人が、普段の生活から子どもの貧困について関心をもち、市全体で子どもたちを見守る体制づくりを推進していきます。</p>	こども家庭課
<p>教育保育関係者等への子どもの貧困対策研修会の開催</p> <p>○学校や幼稚園・保育園、地域等において、支援を必要とする子どもを早期発見し、必要な支援に確実につなぐことを目的に、教育機関と福祉との連携が図られるよう、子どもの貧困に対する問題意識の大切さを理解する研修会等を実施します。</p>	こども家庭課



第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制と役割

子どもの貧困対策を推進し効果的に実施していくためには、行政だけでなく市民・地域や関係団体等がお互いにそれぞれの役割を理解し、日常的に連携・協力して一体的に取り組むことが大切です。

計画の推進にあたっては、関係者が連携するためのネットワークを強化し、地域の実情に応じた取組を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による感染予防対策として、各種相談事業の人数制限やイベントや研修会・講座を実施する際には消毒や座席の配置など感染拡大防止に最大限配慮するなど、施策の実施にあたっては、安全・安心を第一として推進していきます。

(1) 行政の役割

地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策を推進するためには、支援を必要とする子どもやその保護者等のニーズを的確に把握することが重要なため、市においては支援を必要とする子どもの情報等について、行政内の各関係部署の調整・連携を強化するとともに、児童相談所や学校などの関係機関と連携を密にし、実態把握とアウトリーチ^{*}に努めます。これによって、地域ごとにおける課題や必要な施策について積極的な情報収集を行い、地域ごとのニーズを検討するとともに、社会の課題に直面した子どもとその保護者が、必要な相談支援を受けられるよう啓発・情報提供に取り組んでいきます。

また、支援を必要とする方が、相談窓口がワンストップ^①で対応できるよう、各種相談窓口のネットワークを強化し、支援者が協力して見守る体制を整えます。

・情報収集とアウトリーチ

支援を必要とする子どもやその保護者のニーズを把握するために、行政内の関連部署の協力と連携が必要です。児童相談所や学校などの関係機関とも連携し、実態を把握し、支援が必要な家庭を特定します。これにより、地域ごとの課題と必要な施策を明らかにし、適切な支援を提供します。

・ワンストップ相談窓口の強化

支援を必要とする方が効率的にサービスを受けられるよう、各種相談窓口の連携を図り、ワンストップのサービス提供体制を整備します。

・支援者のネットワーク構築

子どもとその保護者に必要な支援を提供するために、関連機関、民間団体、ボランティアなどの支援者のネットワークを強化します。協力体制を築くことで、継続的かつ包括的な支援を図ります。

^{*}アウトリーチ：当事者が自ら行政の窓口に来てサービス・支援を受けるのではなく、行政が市民（地域）と協力しながら支援を必要とする人を探し、また、自宅やニーズを発見しやすい場などに向向いて支援・サービス利用につなげること。

(2) 市民・地域や関係団体の役割

子どもの貧困対策は、行政だけでなく様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、学校、地域、企業、団体、NPO法人、ボランティア、民生委員・児童委員等と連携・協働して、地域の子どもの地域全体で支え、育み、問題解決を図るまちづくりを推進します。

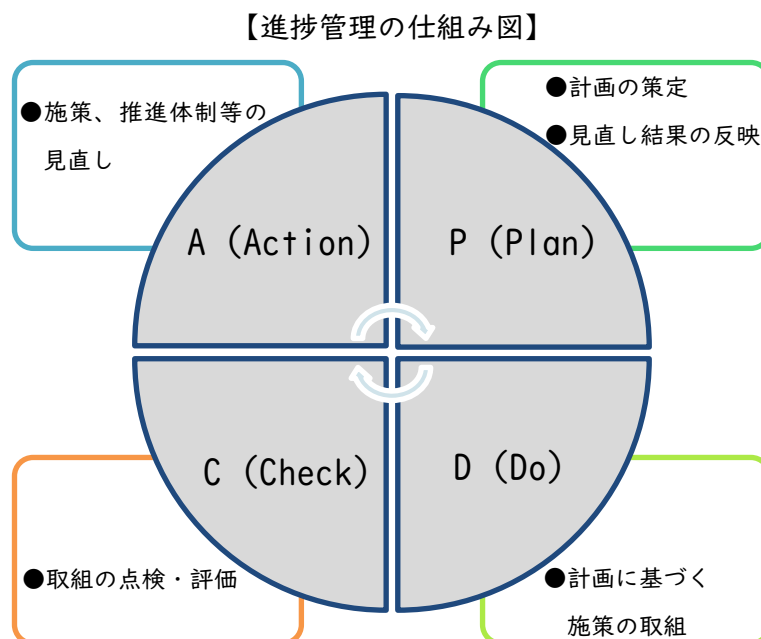
2. 各種支援制度の周知

支援を必要とする方が適切に支援を受けることができるよう、学校や地域に対し積極的な普及・啓発活動を行うとともに、また、広報紙やSNS、ホームページ等を活用して、各種支援制度の情報提供、周知徹底に努め、市民一人ひとりが子どもの貧困対策に取り組むよう、意識啓発を図ります。

3. 計画の進捗管理と計画の見直し

計画策定後は、子どもの貧困対策に関する施策の評価を行うため、PDCA^{*}サイクルの視点に基づき、年度ごとに計画の進捗状況や効果等の検証を行います。

また、国が策定した大綱については、社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況の変化、施策の実施状況や効果等を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを検討することとされており、本計画においても社会経済情勢の変化等に対応できるよう課題を整理し、効果的な施策への見直しを行います。



※PDCA：業務を遂行する際に、「PLAN（計画）」「DO（実行）」「CHECK（評価・検討）」「ACTION（改善）」を順番に実施し、改善策を次の計画に結びつけ、継続的な業務改善を図るためのマネジメント手法のこと。

資料編

1. 沼津市子どもの貧困対策に関する計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 沼津市は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法」という。）の基本理念に則り、本市の子どもの貧困対策に関する計画の策定に当たり、沼津市子どもの貧困対策に関する計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 子どもの貧困対策に関する計画の策定に関する事項
- (2) その他子どもの貧困対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者により、委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 教育・保育関係者
- (4) 社会福祉関係者
- (5) 公募委員
- (6) 庁内委員

2 前項の委員は、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団に属さず、かつ、同条第2号に規定する暴力団員等でない者とし、その就任承諾に際しては、就任承諾書を市長に提出しなければならない。

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を進行する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がないときは開催できない。

(報償の支給)

第6条 委員が委員会の会議に出席するときは、予算の範囲内で報償を支給することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部こども家庭課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2. 沼津市子どもの貧困対策に関する計画策定委員会委員名簿

番号	構成	所属団体名等・職名	氏名
1	学識経験者	静岡福祉文化実践研究所	平田 厚
2	市民団体の代表者	沼津市自治会連合会 監査	土屋 新一
3	教育・保育関係者	沼津市私立幼稚園協会 会長	鶴谷 主一
4	〃	沼津市校長会 小学校幹事	大塚 弘一郎
5	社会福祉関係者	沼津市社会福祉協議会 会長	工藤 達朗
6	〃	沼津市民生委員児童委員協議会 会長	加藤 和幸
7	公募委員		横田 里江
8	こどもの貧困対策関係部長	沼津市市民福祉部長	久保田 弘行
9	こどもの貧困対策関係課長	沼津市子育て支援課長	山岡 祥子
10	〃	沼津市社会福祉課長	小林 孝子
11	〃	沼津市健康づくり課長	山本 幸司
12	〃	沼津市教育指導監兼学校教育課長	山崎 巖

第2期沼津市子どもの貧困対策推進計画

令和6年3月発行

発行：沼津市

編集：沼津市 市民福祉部 こども家庭課

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

電話：055-934-4827 ファクス：055-934-0345

メールアドレス：kosodate@city.numazu.lg.jp